

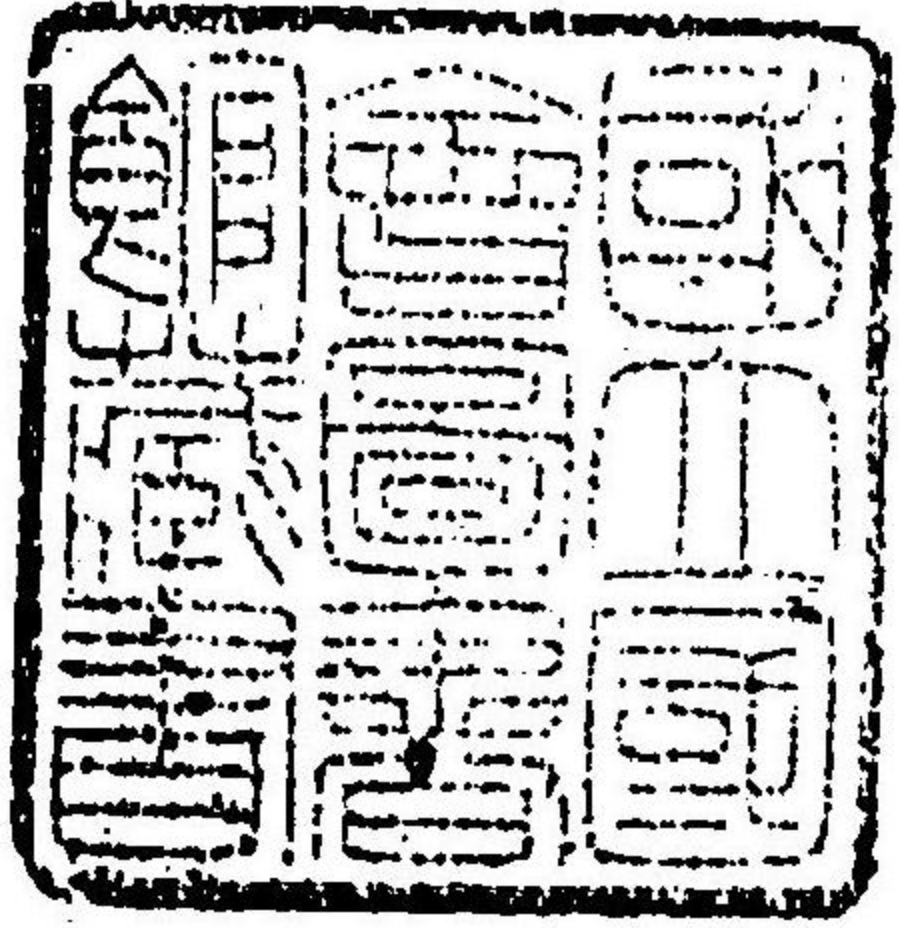
IT-6Q26

法理學叢書

隱居論全

穗積陳重著

322-1 H734-1



緒言

本邦隱居の制たるや其來る尙し、武門政權を執りてより、其制倍々盛んに行はれ、上下一般之に由る、維新以還文物制度驟かに其面目を改め、古例舊慣の廢絶に歸せんとするもの頗る多し、就中隱居の制の如きは書しき變化を現はし、今や殆んど其舊態を存せざるに至る、唯た其れ然り、今に迨て隱居制法の輯録を圖らざれば、陳編往々散逸し、後ちに至り、斷簡零冊に依りて僅かに其豹斑を徴するの悔ある



260806

に至らん、是れ著者が淺識寡聞を以て敢て本著に従事せし所以なり。著者曾て法科大學沿革法理學の講筵に於て家族制のとを説く、偶々隱居のとを述ふるに當り、材料頗る乏しくして立論の根據を得るに苦しむ、爾來汎く内外の諸書に就き旁搜甄査し、隨て得れば隨て録し、猶ほ疑義ある毎に之を諸先輩に質して更互參酌し、隨録の久しき遂に卷を爲すに至れり、此に於て沈思研求し、聊か卑見を加へて之を公にす、獨り懼る涉

獵未九周からず、稽査未九盡さず、誤謬欠漏極て尠からざるを、冀くは讀衆諸氏の指教を俟つて之を補正せん。

書中往々諸先輩と意見を異にするものあり、是れ眞理探究の際止むを得ざるの事にして、素より著者當仁の微意たるに過ぎず、諸先輩若し其不遜を咎めずして教を賜は、特り著者の幸のみにあらざるなり。

明治三十四年十一月上浣 穂積陳重識

隱居論目次

第一編 隱居の起原

第一章 食人俗

第二章 殺老俗

第三章 棄老俗

第四章 退隱俗

第二編 隱居の種類

第一章 宗教的隱居

第二章 政事的隱居

第三章 法律的隱居

第四章 生理的隱居

第三編 隱居の名稱

第一章 隠居の事實

第二章 隠居の名稱

第四編 隠居の年齢

第一章 第一期の隠居年齢

第二章 第二期の隠居年齢

第三章 第三期の隠居年齢

第五編 隠居の効果

第一章 身分上の効果

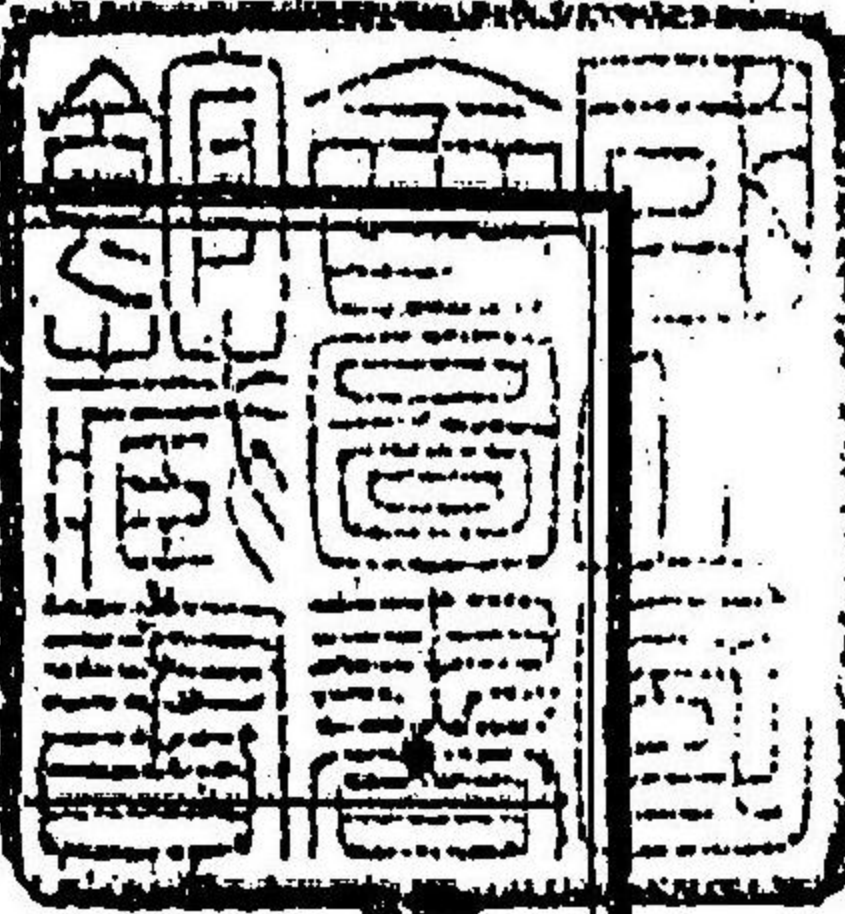
第二章 財産上の効果

第六編 隠居の將來

第一章 廢隠居論

第二章 優老俗

目次終



# 隱居論

## 第一編 隱居の起原

本編に於ては、隱居俗の由來を述べ、隱居俗は其第一源を食人俗に發し、一變して殺老の俗となり、再變して棄老の俗となり、進化變遷して、竟に老人退隱の習俗を生じたるを論證せんとす。

### 第一章 食人俗

弱肉強食の變俗

「弱肉強食」の語は、文明社會に於ては、單に比喩の文字たるに過ぎずと雖も、蓋恐穢味僅かに禽獸を距るの原人社會にありては、能く當時の實況を寫し出したるものと謂ふべし。蓋し原人社會に於ては、或は讐敵を屠戮して其屍肉を啖ひ、或は幼兒を裂き、老人を殺し、甚しきに至りては、父祖の肉を以

食人俗の原因

て鮮膾の美味とし之に舌を鼓つが如き其残忍無道固より文明人の嘗て想像する能はざる所なりと雖も此俗たる廣く蠻民間に行はれ\*現今東西兩洋に文明を以て誇揚するの諸國に於ても亦た太古往々食人の醜俗行はれたる事は、晚近人類學者社會學者の齊しく論證する所なり†而して原人社會の食人習俗たる一は原人の無智昧にして事理を解せず人道を辨せざるの致す所なりと雖も抑も亦た社會生存上の必要之が主因ならずんばならず蓋し太古の原人は未だ耕耘の術を知らず又た牧畜の法を解せず或は山野に狩獵して鳥獸を追ひ或は河海に漁して魚介を撈へ或は草木の果實根葉を拾收して食料となし以て僅かに一族の口腹を充すを得るに過ぎず故に一朝草木實らず魚鳥亦

\* O. Peschel—Voelkerkunde II. † Boyd Dawkins—Die Höhlen u. d. Ureinwohner Europas III. s. 207

食料の缺乏

た稀少なる時は、全族忽ち饑餓に瀕するに至る此に於て、生活の必要上より或は老幼を屠り或は死人の肉を啖ひ辛ふじて餓死を免るゝを得加之斯の如き食料缺乏の時に當り、老人病者の如き自ら山海に狩獵して魚鳥を獲る能はざる者にも食料を分與せんか、全族爲めに餓死して亦た遺類なきに至らんとす故に老人病者の如き者は已むを得ず之を殺し必要ある時は其屍肉を以て全族の食料に充つるの習俗を生ずるに至れり。

文明國の人民も雖も饑餓の境遇に際して太古食人の俗に復歸する事あり

斯の如く食人俗は生存上の必要より生じたるものなるを以て社會漸く發達し殺人食肉の如き蠻俗跡を絶つに至るも尙ほ饑餓の境遇に瀕して太古の蠻俗に復歸するとあるは之を東西諸邦の史乘に徴して明白なりとす、日本書紀卷

日本書紀

十九欽明紀に、

二十八年郡國大水飢、或人相食、轉傍郡穀以相救。

七人水夫食人事件

とあるが如き、又た英國に起れる有名なる食人事件の如き是れなり、一千六百四十年の頃、亞米利加クリストファー・コロンブスの近海に於て、英船颶風の爲めに難破し、漂流すると幾旬日、糧竭きて復た一の食ふべき物なきに至り、乗員七人相讖し、拙鐵を以て其中の一人を犠牲とし、他の六人は其肉を食して僅に餓死を免れたり、其後ち法廷は之を必要殺人として無罪の判決を下せり、之を七人水夫の事件、(The Case of Seven English Sailors)と稱す、又た今を去ると僅に七年前、即ち一千八百八十四年、瀛船ミグニオット號、亞弗利加喜望峰を距ると一千六百哩外の海上に於て破船し、船員四人争ふて端舟

「ミグニオット」  
ト「親食人事件」

食人俗は種族間の競争より生ずる事あり

に上り、僅かに溺死を免れ、波濤の間に漂流すると幾んど二旬日、食品已に竭き餓死旦夕に迫りたる時、船長は乗員と謀りて其中の一少年を殺し、其肉を食ひて辛くも己等の生命を維ぐとを得たり、後ち法官は共謀の二人に對して死刑の宣告を爲せりと雖も、皇帝は陪審官の申請を容れて減等の命を下し、禁錮六ヶ月に處せられたり、所謂「ミグニオット事件」(The Mignonette Case)と稱する大獄是れなり、二者並存する能はざる場合に於て、殺人食肉の所爲あるは、文明の今日に方り尙ほ且つ往々行はるとある斯の如し、無智昧の原人社會に於て、食料缺乏の爲め食人俗を生ずるに至るは、固より恠むに足らざるなり、  
又た食人俗は種族間の競争より發生するにあり、\*、夫れ比

\* Waitz—Anthropologie der Naturvölker.



戦國の際人肉を食ふ事あり

隣相闘き、戦闘恆に止むなきの時に當りては、種族中、體軀勁健にして自ら食糧を獲、又た攻戰、防守に耐ゆるの壯者に富むものは、常に外敵に打勝ち、草木繁茂せる沃土を押領して、生活の安きを得、禽獸群集せる狩場を掠奪して、食料の饒かなるを得、從つて其子孫も倍々繁殖するを得べし、之に反して、老人病者等の繫累常に纏綿たる種族は、戦國の際進退駆引自由ならず、竟には戰敗れ、族亡ぶるに至るべし、故に斯の如き時代に於ては、物の用に立たざる老人病者は、惜氣もなぐ之を芟除せざるを得ざるは、蓋し勢の然らしむる所なるのみ、且つ夫れ戦闘頻繁なるの時にありては、漁獵等に從事すべき餘暇少きを以て、豐饒の地に住する種族と雖も、時として人肉を食するの必要を生ずることあり、支那に於て

支那の食人俗

も、戦國の際往々食人俗の行はれたるは、元の陶宗儀が輟耕錄第九卷中「想肉」と題せる部に記載せる諸傳説によりて知るを得べし、今茲に其一二を摘載せん。

天下甲兵方殷而淮右之軍嗜食人、以小兒爲上、婦女次之、男子又次之、或使坐兩缸間、外通以火、或於鐵架上生炙、或縛其手足、先用沸湯澆潑、却以竹帚刷去苦皮、或乘夾袋中入巨鍋活煮、或剗作事件而淹之、或男子則止斷其双脰、婦女則特別其兩乳、酷毒万狀、不可具言、名曰想肉、以爲食之、而使人想之也。

又た唐の張鷟が朝野僉載の中、武后の時杭州臨安尉薛震なる者、人肉を啖ふて刑に處せられし事、殷成式の酉陽雜俎に記せる火光賊が人を食ふて捕へられたる事、五代史に載せ

たる上將軍、獲從簡なる者、河陽忠武、武寧の諸鎮を歴て、屢々人肉を食ひ、又た趙思縮なる者、長安城中食盡きたるの時、人肉を軍糧となせし事、及び盧氏雜說中の唐の張茂昭節鎮と爲り、任に在りて、頻りに人肉を喫ふ、後ち統軍を除せられ、京師に到りし時、人其虚實を問ひしに、茂昭笑ふて、人肉腥而且腥、争でか之を食ふに堪へんと答へし話を記し、又た宗莊季裕の鷄肋編中

自靖康丙午歲、金狄亂華、盜賊官兵、以至居民、更互相食、(中略)老瘦男子、皮詞謂饒把火、婦人少艾者、名之不美、羹小兒呼爲和骨爛、又通目爲兩脚羊。

とあるを擧げ、其他「三國志」賓退錄等を引きて、戦時又は邊境に食人俗あるとを述べ、終りに臨みて、

嗟夫、食人之肉、人亦食其肉、此兵革間之流慘耳、君子所不願聞者。

と云へり。

以上述ふる如く、食人俗の起原は、主として蠻、民間食糧の缺乏に發したるものなり、而して此醜俗を蠻族間に保續するの時期も、亦た其土地の環象によりて、長短の別を生じ、概して植物質動物質の食糧に富める地に棲息する蠻民中には、食人俗早く其跡を絶ち、天産物に乏しく飢饉屢々至り、或は常に戦鬪を事とせざる蠻族中には、此習俗永く繼續するものとす、然れども蠻民中、或は此習俗に關し、種々の理由を附會して、僅に其良心を慰め、食人の必要既に去りたるの後ち、尙ほ之を保續する者頗る多し、而して其理由とする所のもの

食人俗の行はる  
長短は通常土  
地の環象により  
て定まる

由 食人俗保極の理

巧妙なれば巧妙なる程、此習俗は永く廢せられざるものなり、例へば父祖の肉を食ふは、其智勇を承け繼ぐものとするが爲めに食人俗を維持するものあり、シマカス人が父祖の遺骸を羹とし、タリヤナス人が遺骨を焼きて其灰を飲み、アラワクス人が遺骨を粉末にし、水に和して之を飲むが如き是れなり\*、或は親戚の遺骸を土中に埋むるに忍びずして之を遺族の腹中に葬ると唱ふる者あり、例へば「アラツル國の土蠻は、棍棒を以て老衰して事に耐へざる者を撲殺し、遺族は其肉を食して敢て怪まず、其理由を問へば、彼等は輒ち答へて、身體衰弱し、戦闘無欲、跳舞の如き、人生の快樂を享くる能はざるに至れる者の生命を絶つは慈善の行爲に外ならず、而して其屍を食ふは親愛の情の然らしむ

\* Spencer—Principles of Sociology. § 133 § 144

る所なりと言ふが如し、又た迷信上より食人俗を保續するもの頗る多し、例へば「ヘロドトス (Herodotus) の古史中に「マッサゲータ (Massagetae) 人の風俗を記して、

此民族中には天年を以て其命を終る者甚だ鮮し、族人老年に至るときは、近親の者相集りて、之を犠牲となし、祭祀了はるの後は、宴を開きて、其屍骸を煮、其肉を啖ふ、以爲らく斯の如くにして世を去る者は、最も幸福なる者なりと、而して病死せし者の肉の如きに至りては、都て之を食ふとなく、唯だ其不幸にして犠牲の用に立たず、空しく病死せるの不運を痛哭しつゝ、之を地中に埋むるのみ\*、

とあるが如き是れなり、グリム氏 (Grimm) の「古法論 (Rechtsalt-erthemer.)」にも、往昔獨逸國に於て「ウエンド (Wends) 種族中、老

\* Rawlinson's Herodotus, Book I Chap. 216.

朽して力役暇聞に耐へざる者は、親戚打寄りて之を殺し、其肉を煮て之を食ひ、時としては活ながら土中に埋むるが如き習俗ありしを記し、又たポスト氏 (Post) の「亞弗利加法論 (Afrikanische Jurisprudenz)」中にも「キヤツカ族は、老人を屠殺して其肉を啖ふの俗あるとを記し、其他近世の野蠻諸國に旅行せし者の記録中にも、蠻族中之に類せる習俗あるとを記せるもの甚だ多し、而して是等の所業は、獨り父祖の遺骸を辱しむるものとせざるのみならず、却て父祖に對する敬禮の至りなりとせり、† 蠻野の人民骨肉相食を以て禮となす、亦た奇ならずや、

蠻敵の肉を啖ふの俗

蠻民が敵人の肉を食ふの習俗も、亦た糧食の缺乏に起因したるものなるべしと雖も、或は「カッフハルス」人の如く、敵人の

† Spencer—Sociology.

食人俗は原始社會一般に行はるゝものなるや

肉を食ふは、勇氣を示すの所行なりとし、或は之を復讐の方便となし、積怨を排ひ、讐憤を散ずるの良手段とせり\* 本邦及び支那に於て、人を惡むの甚しき時、其肉を食はんと欲すと言ふが如きも、蓋し肉を食ふを以て、復讐の極度となすの感情を表出したるものなるへし、其他亞弗利加、オーストラリヤ、ポリネシヤ等の食人俗は、概ね皆な種々の理由を案出して之を附會し、單に嗜好上又は食糧の缺乏上よりして、止むを得ず人肉を食するを公認するものは、却て少きに居ると云ふ。

食人の俗は、原人社會に於て、一般に行はるゝものなるや、否に就きては、人類學上未だ確乎たる論證あるを知らずと雖も、概して動物質、植物質の食料を得るの技術尙ほ未だ甚

\* Waitz—Anthropologie. Tylor—Anthropology.

† Peschel Voelkerkunde II.

本邦上古の食人俗

だ拙劣なる幼稚社會に於ては、食人の俗廣く行はれたりとの説は稍々信すべきものゝ如し、而して我邦に於て、上古食人の俗ありしや否に就きては、人類學者と雖も未だ容易に斷言する能はざる所にして、只だ往年モールズ氏 (E. Morse) が大森の介墟中に發見せる人骨は、支脉を裂き骨を碎きて之を煮たるの遺物にして、即ち食人俗の痕跡なりと稱するの一事、稍々學問上の證據とすべき價值あるが如し、然れども固より之を以て未だ食人の俗上古我邦一般に行はれし證據となすに足らず、東京人類學會雜誌第三十四號に於て、寺石正路君は、古來日本に行はれたる人骨犧牲は、食人俗の遺風なるべしとの説を載せられたり、是れ亦た共に考究を要すべきの一點なるべし、其他は口碑小説等にして、我輩

十 理科會粹第一輯大森介墟古物編

をして或は食人俗に因縁あるものならざるやを疑はしむるものあるに過ぎず、日本書紀卷一神代卷上の部に、

是時素盞鳴尊自天而降到於出雲國簸之川上、時聞川上有啼哭之聲、故尋聲覓往者、有一老公與老婆、中間置一少女、撫而哭之、素盞鳴尊問曰、汝等誰也、何爲哭之如此耶、對曰、吾是國神、號脚摩乳、我妻號手摩乳、此童女是吾兒也、號奇稻田姬、所以哭者、往時吾兒有八箇少女、每年爲八岐大蛇所吞、今此少童且臨被吞、無由脫免、故以哀傷。

とあり、日本書紀通證に此條を註解して、

天淵記曰、每年以少女充犧牲。

墨客揮犀曰、湖南之俗、好事妖神、殺人以祭之。

と云へり、故に寺石君の説に従へば、或は食人俗に關する傳

食人に関する古  
傳説

説なるやも測り難し、然れども此事蹟たる、或は古代に行は  
れたる掠奪婚の事を記したるものにあらざるやの疑なき  
能はず、只だ茲に記して姑らく疑を存するのみ、其他安達原、  
大江山、紅葉狩等の謠曲、今昔物語、伊勢物語等の古書にも、鬼  
の人を噉ふ事を記したるもの甚だ多し、是等の諸書は皆な  
作り物語にして、事實を有の儘に寫し出したるにあらざる  
は論を竣たずと雖も、凡て世に行はるゝ古傳説は、概ね皆な  
多少の基く所なきにあらず、或は古代實際に起りたる事實  
に修飾を加へて巧みに誇張せるものあり、或は虚實相半ば  
するものあり、或は寸毫の形跡もなき虚構譚あり、然れども  
活眼を開きて之を看破すれば、當時の形勢を察して思想の  
傾向を窺ひ、又た人情風俗を徴するに於て裨益する所益し

古傳説の價值

食人俗に二種あり

大ならん、是れ概近史家社會學者等の之を以て貴重なる材  
料となす所以にして、古事記、萬葉集、源氏物語等の諸書が我  
邦史家の考古の資料となり、希臘のホーメル (Homer)<sup>+</sup>、羅馬  
のホーレース (Horace)、伊太利のダンテ (Dante) 等の詩篇が、泰西  
の史料たるが如き即ち是れなり、要するに我邦は氣候温暖、  
土地豊饒にして、耕耘の術夙に開け、人民曾て食料に乏しか  
らざりしを以て、古代果して屠人食肉の繼俗一般に行はれ  
しや否やは固より史家の一疑問たるべきも、或は僻隅の繼  
民時に人を屠りて其屍肉を嗜む者あり、或は凶年饑歲人相  
食むとありしを以て、竟に許多の奇怪なる傳説を生じたる  
や亦た知るべからざるなり。  
以上論述せる所に由りて之を觀れば、食人の俗に二種あり、

\* Freeman—Methods of Historical Study. Lect. IV.  
Maine—Ancient Law. Ch. I.  
† Gladstone—Homer. Grote—History of Greece.

第一種の食人俗は奴隸の起原となり

\* Servi ex eo appellati sunt, quod imperatores captivos vendere ac per hoc servare, nec occidere solent. I. 1. 3. 3. D. 1. 5.

敵人を殺戮して其屍肉を喰ふもの其一なり同族の老幼疾病不具者の肉を食ふもの其二なり第一種の食人俗は食糧稍々裕かなるに至り變じて單に俘虜を殺すの習俗となり其後ち商工業の發達と共に勞働者を要するに至れば俘虜を殺すの俗亦た派滅して竟に之を以て奴隸となし苦役に従事せしむるに至りし事は既に之を羅馬古代の法典に記し又た近世社會學者の論述する所なり第二種の食人俗は同族中老幼病者若くは不具者に限り之を殺して其屍を食ふものにして強壯の輩を殺すと極めて拙し是れ食料の缺乏を告ぐるに際して自活する能はざる者を殺し又は戰鬪の際一族の足手纏ひとなる者を屠りて其屍肉を食糧に充てたるに因れるものとす而して第二種の食人俗は即ち隱

+ Spencer—Sociology.

食糧稍々裕かなれば父祖を喰ふの俗廢れて只た之を殺すに止まるに至る

居制の第一源にして老人を殺して其肉を食ふの俗は一變して單に老人を殺すの俗となり再變して老人を棄るの俗となり竟に老人をして退隱せしむるの習俗を生出せるもの如し之を要するに食人俗は原と食糧の缺乏より生じたる習俗なるを以て人智稍々開發し食糧少しく増殖するに隨ひ人肉を嗜むの風漸く衰へ只だ戰鬪災厄等の變時に於てのみ行はる其後ち食糧倍々饒かなるに及び竟に全く其跡を絶つに至るものとす古人の所謂衣食足而知禮節とは其れ是れの謂乎

第二章 殺老俗

原人が父祖の肉を食して口之を甘しとし心之を快しとし仰俯天地に愧ぢざる所以のものは畢竟糧食の缺乏に因り

生存競争の必要に迫られて、数十百年の間に生じたる習慣の致す所にして、固より之によりて原人には親族相愛し、相扶くるの情性なきものとなすべからず、故に食料を得るの困難少しく減少するに至れば、不獵、不漁、饑饉、戦争等の如き非常の災厄あるに非ざれば、敢て父老の遺骸を啜ふが如き残忍の行を爲すを要せず、只た食糧猶ほ充分の餘裕なきを以て、老朽して自活の能力を失ひ、膂力衰へて攻撃防守の役に當る能はず、徒らに同族の累を爲すが如き者は、之を殺して食料の需要を省き、戦闘馳驅の便を増すに至る、是れ亦た生存競争上止むを得ざるに出で、未だ其繼習たるを免るゝ能はずと雖も、之を父祖を屠りて其肉を羹にするが如き兇暴の甚しきものに比すれば、人類進化の段階に、一步を進め

殺老俗は食人俗の進化したるもの多し

殺老俗は食人俗と同一の原因より生ず

殺老俗を保綴する理由

たるものと謂はざるを得ず。

老人を殺すの習俗は、果して盡く食人俗の進化したるものなるや否やは未だ容易に斷言すべからず、或は食人俗と殺老俗と併ひ行はるゝものあり、或は食人俗の止みたる後、仍ほ殺老の俗を存するものあり、又た或は未だ古代食人俗の行はれし證據を發見せざる國に於ても、殺老俗の行はれし證據歴々として徴すべきものあり、然れども殺老俗の食人俗と同一の原因より生じ、食人俗の進化したるもの多きに居るは蓋し疑を容れざるもの、如し而して繼族が殺老俗を保綴するに就ては、彼の食人俗の場合と同じく、亦た種々の理由を附會し、或は父老をして早く極樂往生を遂げしめ、未來の幸福を享けしむる爲めなりといふが如き口實を



合衆國對ホルムスの事件

設け、敢て口を減らす<sup>\*</sup>が爲めに老朽者を殺すとを公認せざるなり、是れ實に原人と雖も亦た親愛の性情を固有し、老人を殺すに於て、少しく其良心に耻づる所あるに至れるの證とするに足るべし、近頃米國に起りたる、合衆國對ホルムス (U. S. v. Holmes) と稱する有名の奇獄に於ては、涼船某號、颶風の爲めに難破し、船員其乗客を端艇に移して危難を逃れしめんとせしに、風波高く、乗客多くして、端艇覆没するの危険あるを以て、水夫は船客を海中に投じて、僅かに己れの生命を全ふするを得たり、此に於て、政府は其水夫に對して謀殺犯の公訴を提起せり、夫れ斯の如く、人類の生存競争、其極點に達し、彼のトマス、カーライル氏 (Thomas Carlyle) の謂はゆる、汝我を殺さんか、我汝を殺さん乎の難問を決せざる可ら

\* Lubbock—Origin of Civilization Ch. VII,

二人併存する能はざる場合には自保の法則行はる

ざるの境遇に際しては、文明の人民と雖も、尙ほ他人を殺して自己の生命を保全せんとするが如きは、敢て稀有の珍事にあらざるなり、彼の哲學者ベーコン (Bacon) の引用したる、甲乙二人水中に陥り、共に只た一人を泛ふるに足るべき板子に取継るに際し、甲は乙を排除して己れ其板を奪ひ、乙をして溺死せしむるも、是れ自保の行爲なるを以て罪となす可らず、この假例は、前章に記したる、ミッシュニオチット號の奇獄の時に至る迄、英米法律家の奉じて以て動かす可からざるの原則となせし所のものなり、夫れ原人猶ほ糧食を得るの術に拙なくして、強壯者は僅かに自己の口腹を充たすべき食料を得るに止まり、未だ之を老朽、疾病、不具者等に分與するが如き餘裕なき時に於ては、老人を憐んで之を養はん

とすれば、食糧常に不足を告げ、爲めに身体の營養を缺き、爲めに全族人の体力と氣力との衰耗を來たし、之を他の食料饒富なる蠻族に比すれば、其体格氣力に著しき差異を生じ、生存競争に於て常に失敗を取り、竟に全族滅亡して、遺類なきに至らんとす。斯の如く自活の体力を具ふる者と、老衰不具等の者と二者併存する能はざるの時に際しては、恰も板子に取纏りたる一人が他の一人を突落すが如く、又た米國の水夫が乗客を海中に投ぜしが如く、強壯者は生活の必要より自活の能力なき老衰者を除き、以て其食糧の供給に缺乏なからしむるを圖るに至るものなり。

殺老の俗は廣く各地に行はれ、歐洲に於ても方今尙ほ其遺跡を存するもの尠からず\*。往昔、ヘーロールス人 (Hermes) が

歐洲諸國古代の殺老俗

由 殺人俗保根の理

老人及び疾病者を殺し、スラボニツシ (Slavonic) 人種が老人を海中に投棄したるの古跡は、今仍ほ歐洲北部の各地方に存す\*。又た北獨乙地方に於ては、古代老人を活ながら土中に埋め、又は河海に投ずるの風習あり、普魯西に於ては、老衰せる父母を殺し不具なる子を殺すの習俗ありたりと云ふ、親の子を殺す時の引導の辭は、載せて古記中に遺存するを見る†。

Gehe hin, den goetern zu dienen

bis deine eltern dir folgen.

行け、汝行きて神に仕へまつれ。

汝の父母は順て汝を追ふて至るべし。

又たサー、マヨノン、ラボニツシ氏 (Sir John Lubbock) の「開化起原論」中

\* Maine—Early Law and Custom. Ch. I.  
† Grimm—Rechtsalterthuemer.

\* Boyd Dawkins—Die Hoehlen u. d. Ureinwohner Europas. Peschel—the Races of Man.

父祖を殺すに至る孝の行

に記せる、アイヌ人の殺老俗は、宗教上の迷信によりて、殺老の繼俗を永く保存したるの適例と稱するを得べし。アイヌ人は他界あるとを信じ、他界に於ける生活は、現界を去る時の有様に同じとし、且つ天堂に達する路程の甚だ遠遠なるを以て、自然に死亡し、又は老衰して死亡したる者は、他界に於て天堂に達する能はずとせり、故に其老年に近づく時は、自ら死期の既に來るを知り、之を見孫に告げ、若し又た老人自ら死期を定めざる時は、其子は親族と協議して其日を定め、老人は見孫に送られて墳墓の地に至り、老人の望に任せ、或は活ながら土中に埋め、或は之を縊殺すと云ふ、而して子孫が手を下して其父母を殺すは、之を天堂に導く至孝の所爲なりと確信せり。\* 其他斯の如き風習は、汎く繼

\* Lubbock—Origin of Civilization.

野蠻國には老人なきものあり

殺老俗と隱居との關係

族中に行はれ、阿弗利加ポリネシア、オーストラリア等の、食糧に乏しき地方に於ては、遠征の旅客は、絶て老人に出遭ふとなく、人をして往々其不老の國たるを疑はしむることあり、カピラン、ウイルキンス氏(Captain Wilkes)嘗て遠征せる時數百人より成れる部落中に於て、一度も四十歳以上の老人に出遭はざりし事を記せるが如き、以て其實況を知るに足るべし。

クリム氏の古法論中に挙げたる殺老俗の例は、殺老俗と隱居家督相繼との關係を示すに於て最も適切なるものなり、ウエストゴットランド(Westgothland)の國境に絶壁あり、此所に遺存せる「エテリスニスマ」(Aeternis Stapi)と名けたる巖は、往昔老衰して家政を執る能はざる者が、其家督を子孫に

\* Wilkes-Exploring Expedition.

老人自ら死に就く  
の俗を生ず

譲りて其機頭より身を千仞の盤に投したる所なりと云ふ、  
而して始めの程は、子孫父老を強迫して投死せしめ、又は之  
を突き落したるも、其後、老衰者が徒らに殘軀を惜み、餘生  
を食りて、子孫の爲めに投殺せらるゝは、卑怯の振舞として  
擯斥せらるゝに至り、竟に老人自ら投死するの風習を生じ  
たりといふ\*、又カトリック氏の引用したる古記録中にスカ  
ピナルツルグル(Skapinartugr)が其家産を諸子に分配した  
る後、家族一同に送られて、彼の「エテルニス、スワビ」の機頭  
に登り、告別の辭と共に欣然一躍して身を深谷に投下した  
る事を記せり†

「バスター」人中  
には殺老俗と退  
隠と並び行はる

阿弗利加の蠻族「バスター」人の習俗も、亦た殺老俗と隠居と  
の關係を示すに足るものなり、ポスト氏の「阿弗利加法論」中

\* Grimm.—Rechtsalterthuemer.  
† Gautreksaga Cap. 1.

に引用せるマレンスキー氏(Marensky)の書によれば、バスター  
「人中には、活ながら老人を土中に埋むるの習俗あるとを  
記し\*、又カサリ氏(Casalis)の書中にも、家長老年に及べば、  
家督を長子に譲りて退隠を爲すの習俗あるとを記せり†、  
是を以て觀れば、「バスター」人中には、殺老俗と退隠俗と並び  
行はるゝものゝ如し、是れ或は平時に於ては、單に老人を退  
隠せしむるに止まり、戰鬪饑饉等の如き厄災ある時は、老人  
を埋めて之を殺すものならんか。

右に擧げたる例證は、只だ隠居の進化を説明するに足るべ  
き殺人習俗の一斑を示したるに過ぎず、其他社會學者、人類  
學者等の著書、各國の古代史、野蠻諸國の旅行記等にして、老  
人を殺すの風俗を記すもの極て多し、要するに殺老俗は食

\* Post—Afrikanische Jurisprudenz. §112.  
† Casalis—Les Bassontos. p. 188, 189.

人俗の如く、食料の缺乏及び戰鬪漂住等の支障を除くに起  
 因せしも、後ちに至り種々の理由を案出して其習俗を保續  
 し、或は父老を殺すは子孫の神聖なる義務にして、又た賞賛  
 すべき至孝の所行なりとするに至れり、而して其始めは子  
 孫父老を強迫して死に就かしめしも、後ち竟に老人自ら死  
 に就くを甘んずるの習俗を生じ、或は告別の宴を張り\* 遺  
 産の處分を終りて後ち從容死に就くの風習あるに至れり。

第三章 棄老俗

老人を棄つるの習俗は、殺老俗と同じく、食糧の缺乏、戰鬪漂  
 住の便宜等に因りて生じたるものなり、平時に於ては父老  
 を山野に放ちて糧食の需要を省き、漂泊移轉をなす時に於  
 ては、老衰者を遺棄して、負荷を軽くし、戰時に當りては、朽癩

棄老俗の原因

\* Lubbock-Origin of Civilization.

者を棄て、攻守進退の障害を除く、其他不具、痼疾、犯罪者等  
 を棄つるの俗は、汎く古今東西の諸國に行はれ、歴史、旅行誌、  
 風土記、其他人類學、社會學等の諸書中其例證頗る多く、一々  
 枚舉するに追わらず、マイロル氏 (Myron) の著書「人類學」中  
 も、野蠻諸國に探檢旅行を爲す者が屢々遺棄せられたる老  
 人に出遇ふ事を記し、且つケトリン氏 (Cathin) 旅行誌中の記  
 事を擧げて曰く、ケトリン氏嘗て蠻地に旅行せし時、路傍に  
 白髮の老人の遺棄せられたるを見たり、此老人は肉落ち骨  
 露はれて、「パッフロ」獸の皮を竿頭に掛けて、雨露を凌ぎ、  
 枯柴を焚き、獸骨を嚼りて、僅かに凍餓を免かるゝものゝ如  
 し、同氏は老人に向ひて、其遺棄せられたる所以を問ひしに、  
 老人は答へて、余は元と「ブンカー」族の酋長にして、壯年の時

には、武勇拔群の者なりしが、自ら老騾の驚馬に劣るの耻あるを悟り、部下の一族が新に狩場を求めんが爲めに此地を去りし時、酋長の職を他人に譲り、族人に請ふて、獨り己れを此處に遺棄せしめたり、而して、余も亦た數年前余の老父を斯の如く棄て去りたることありと物語れり云々、\*蓋し食老、殺老の習俗既に其跡を絶つの後ちと雖も、繼民は未だ獵狩、游牧の時代を脱せず、土地を耕へし、之に肥料を施こして、毎歲同一の土地より糧食を收穫するの道を知らざるを以て、時に狩場を更て獲物を求め、或は家畜を驅りて諸方に漂泊せざるを得ず、此時に當りては、到底老を扶け幼を負ふて遠く狩場を尋ね、甘泉芳草の地を求むる能はざるを以て、止むを得ず、僅かに餘れる衣食を給して、之を途上に遺し去る

漂泊移住の人民  
中には棄老俗多  
く行はる

\* Tylor Anthropology Ch. XVI.

に至る是れ、漂泊移住の人民中には、殊に棄老俗の行はるゝ所以なり、又たポスト氏の「亞弗利加法律誌」中に記せる所によれば、コヲナス人中には、老衰者を山野に棄て、猛獸の餌食と爲すの習俗あり、彼等は其理由として曰く、老人は物の用に立たず、徒らに食物を消費するのみと、此コヲナス人の棄老の理由とする所は、實に棄老俗の真正の原因を表示し、未だ虚設の理由を附會するに至らざるものなり、又たポスト氏は、ナマクス人は、老人を人家遠隔の場所に棄て、柵を以て之を圍繞し、僅に一椀の水を與へて、其自然に餓死するに委し、其他亞弗利加の諸繼族中、老衰者及び篤疾者を砂漠中に放棄し、斃死せしむるの風廣く行はるゝを記し、其理由を説きて、無智の繼民が他人の死亡を怖るゝの甚だしきより

棄老俗に関する  
傳説

斯の如き風習を生したり\*となせども、此繼俗の起原は、恐らくは食料の缺乏及び戰鬪移住の妨碍にありて、後に至りて種々の理由を附會したるものなるべし。

古代老人を山野に棄てたるの傳説は、普く諸國に行はる、支那に於ても、孝子傳に、

孝孫原谷者楚人也、父不孝之甚、乃厭患之、使原谷作糞、并祖父送山中、原谷復將糞還、父大怒曰、何故將此凶物還、原谷曰、父復老復弄之、不能更作也、頑父悔悟、更往山中迎父還、朝夕供養、更為孝子、†

云々となり、此傳説は有名なる故事にして、沙石集にも載せたり、万葉集卷十六中奈良の朝の人の作りたる長歌の末にも、

\* Post.-Afr. Jurisprudenz s. 55.

† 職役令集解

古部之賢人、漢後之世之規監將為迹、老人矣、送為車持還來とあるは、蓋し原谷の故事に基きて作りたるものなるべしと云ふ\*

又た職員令集解にも

釋云、越之東有駭沐之國、其大父死、則負其大母而弄之、曰鬼妻不可與居、

雜寶藏經に

佛國徃昔、國人棄老

とあるが如きは、棄老俗の事を記せしものなるべく、又た陶

宗儀の輓畊錄第三卷に、

回々田地有年七十八歲老人、自願捨身濟衆、絕不飲食、中容既死、國人殮以石棺、

\* 万葉集略解

とあるが如き、或は老人の自ら退隠するの事實を記せる者ならんか。

なほ捨山の古事

本邦に於て、棄老の事に關する傳説極めて多し、就中最も人口に膾炙するものは、彼の「大和物語」「無名抄」「袖中抄」、今昔物語等に載せたるをば捨山の古事なりとす。大和物語に、  
信濃の國さらしなどいふ所に男住けり、若き時に親は死にければ、おばをなん親の如くに、若くより相そひてあるに、此よめの心いどころうき事多くて、此しうとめの老かいまり居たるを常ににくみつゝ、男にも此おばのみ心のさがなくあしきよしをいひきかせければ、昔の如くにもあらず、あろそかなる事多く、此おばのためになりゆきにけり、此おばはいといたう老てふたへにて居たり、これ

を猶此よめ所せがりて、今までしなぬ事と思ひて、よからぬ事をいひつゝもていまして、深き山に捨給ひてよどのみせめければ、せめられわびて、然してんどおもひなりぬ。月のいとあかき夜、あうなどもいざ給へ、寺にたふときわさすなる、みせ奉らんといひければ、かぎりなくよろこびて、おはれにけり、高き山のふもとにすみければ、其山にはるゝと入て、かぎりなく高き山の嶺の、あり來べくもあらぬに置いてにげて來ぬ、やと云へどいらへもせで、家にきて思ひをるに、いひはらだちけるをり、はら立てかくしつれど、年ごろ親の如くやしなひつゝ、相そひて有ければ、いとかなしく覺えけり、此山のかみより、月もいとかぎりなくあかくて出たるをながめて、夜ひとよにも寐られず



かなしく覺えければ、かくよみたりける。

わが心なぐさめかねつ更科やるば捨山に照る月をみて  
とよみてなん、又いきて、むかへかへして、來にける、そ  
れより後なん、おぼすて山といひける、なぐさめがたしと  
は、これか由になん有ける。

とあり、然れども是れ固より一篇の作り物語に過ぎざれば、  
未だ之に依りて容易に古代本邦に樂老の俗ありたるや否  
を知るを得ず、我輩曾て博士小中村滑矩君に此傳説の由來  
及びおぼ捨山の歌の意義を質せしに、博士は、

此歌は「古今集雜部」によみ人しらずと載せたり、大和物語  
は「古今集」より後に作れるものにて、まことそら事相交れ  
る書なれば、恐らくは、此歌を基として右の小説は作れる

ものなるべし、然るに此後俊賴の「無名抄」、袖中抄、にも此  
説を擧げ、いさゝかづゝ異同あり、歌にも多くよみたれば、  
全くの故事とおもへる人多し、加茂の眞淵の「大和物語直  
解」にも思ふに、歌におぼ捨山とよみしは本よりの名にて、  
何事もなく其山に月の照りて愁はしきをよみしのみ、の  
歌にて、いといにしへのよき歌なるを、古歌の何事なくい  
ひて、おのづからよろしき事を知らぬものゝ、かく今おぼ  
を捨たりとは作りしことといへる説に従ふべし。

と答へられたり、本邦の古書は概ね朝廷の御事并に上流貴  
紳の事のみを記るすに止るを以て、上古穴居野食の生活を  
爲したる人民の風習を徴するの便宜に乏し、茲に此傳説を  
記して姑らく疑を後日に存す。

食糧稍々饑なる  
に至れば凶年饑  
歳の時のみ老人  
を棄つ

食人、棄老の俗は、固と食料の缺乏より起るものなるを以て、食物の供給稍々餘裕を生ずるに至れば、其俗漸く廢れて、平時老人を棄る事なく、只た凶年饑歳の時のみ之を行ふ事あり、に至る。グリム氏の古法論中に記する所によれば、アイスランドに於ては、往昔嚴寒の爲め食料缺乏せる時には、民會の決議により、老人、不具者等を棄て、其凍餓して死するに任せ、\*時としては、幼兒を棄て、老人を殺すの議決を爲せし事ありしと云ふ。†蓋し五穀登らず、人民饑餓に迫るに及びては、陋習の人民親を逐ひ、子を棄るが如き背倫の行を爲すに至るとあるは、現今文化高等の諸國に於て、尙ほ貧民中に棄兒殺兒の遺習を存するを以て知るべし、本年英國の貴族院に於て、ピーターボロ伯爵正(Bishop of Peterborough)が小兒保

\* Olafs tryggvasonar Saga cap. 226.  
† Viga Skutus Saga.

棄兒殺兒の俗は  
棄老俗と其原因  
を同ふす

險法の改正を發議せし時に提出せる統計表に依れば、首府ロンドンを始め、英國諸市府に於て、貧困の爲めに嬰兒を殺すことは、實に駭くべき大數に上れり、我、日本後紀卷八にも和氣清麻呂の姉法均尼、或年飢饉に際し、子を棄る者多しと聞き、人を遺して之を收養せしめしに、直に八十三兒の大數を得たりとあり、又た、寶物集にも延暦の頃、天下に惡疫の流行せる時、病人を捨し事を記せり、古代未開の社會に於ては、食糧の缺乏、生活の困難の爲めに、老人を棄て、方今文明の諸國に於ては、生活の困難、食糧の缺乏の爲めに、小兒を殺す、彼は之を公行し、此は之を秘行す、彼は老を棄て、此は幼を殺す、其間固より差異の存するものありと雖も、其原因たる全く同一轍に出で、等しく其背倫の陋俗たるを免れざるは、則ち

老人自ら求めて棄らる

一なり、嗚呼文明社會と野蠻種族と相距る果して幾何ぞ、前章に於て、殺老の俗久しく行はるゝ時は、老人は他人の手に掛りて死するを屑とせず、遺産を子孫に分ち、從容自ら死に就く者あるに至るとを述べたり、棄老の俗も亦た之と同じく、その久しく行はるゝに従ひ、勇氣あり、且つ公義心に富める老人は、彼の「ブッカー」族の酋長の如く、徒らに一族の厄介物となるを屑とせず、又た餘生を食ふの職あるを慙ぢ、其職を譲り、其財を棄て、自ら求めて放たるゝを爲す者あるに至る、斯の如き風俗は、棄老俗と隱居の習俗との關鎖を示すに最も適切なるものなり、請ふ次章に於て之を説かん。

第四章 退隱俗

種族間の生存競争

人類の生存競争は、獨り各個人の間に行はるゝのみならず、

親愛協力の性に富みたる種族は生存し、骨肉相争ふの種族は滅亡す

又た各種族の間に於て行はる、夫れ同胞相愛し、同類相扶くるは、種族的生存競争の必要條件にして、生物進化の一大基礎たり、子を愛するの資性に乏しき動物は、他の慈愛の情性に富みたる動物に比すれば、保育其道を得ざるが爲めに、其種族早く滅亡するに至り、同類相扶くるの稟性に富みたる種族は、他の骨肉相食み、兄弟鬩に闖くが如き、不仁の種族に比すれば、戦時には、人の和を得て、攻戦、防守に勝を制し、平時には、分業協力普く行はれて、衣食裕かなるを得るを以て、若し他事にして同等ならば、老を扶け、幼を憐み、同族相親愛するの種族は、常に父老を殺し、幼兒を棄るが如き、殘忍兇暴なる種族を壓倒して、其生存競争場裡に勝を占むべきや、言を竣たず、故に戦鬪少しく止み、糧食亦た稍々乏しきを告げざ

喪俗廢れて退隱俗起る

法律五大族

るに至れば、父祖の屍肉を食料に充るの必要を滅じ、單に之を殺して食料の消費者、戰鬥の障礙物を除くに止まり、後ち竟に父祖を殺すに忍びずして、之を山野に放棄するに至る。而して社會の開化尙ほ一步を進むれば、親愛の情は倍々發達し、食糧亦た稍々裕かにして、反哺奉養に充つるを得るに至るを以て、棄老俗亦た廢れ、老人自ら家長の職を退きて、隱居するの風習を生ずるに至る。而して退隱の習俗は、其始め老衰して、軍役に從事する能はず、又た家政を執るに耐へざる者を、山林に退隱せしめしに起りしも、後ちに至り、別に隱居所を設けて、之に退住せしむるに至りたるものなり、請ふ茲に之が例證を擧げん。

我輩曾て万国の法律を其系統に依りて、彙類し、之を分ちて

隱居は印度法族諸國に於て最も盛んに行はる

印度法の人生三大期  
大期  
學生期  
家長期  
退隱期

印度法族、支那法族、回々法族、羅馬法族、及び英吉利法族の五大族となせり。而して此法律五大法族中、隱居制の最も盛んに行はるゝものを印度法族諸國とす。印度の法律に於ては、人の生涯を三大期に分ち、第一を學生期とし、専ら人類たり、宗徒たり、人民たるの當務を學習するの時期となし、第二を家長期とし、専ら家長たり、家父たり、夫たるの當務を行ふの時期となし、第三を退隱期とし、老衰して、家長の職に耐へざる者の山林に退隱して、信仰に餘生を送るの時期となせり。

「マニウー聖法典(Manu)」は第二章「教育篇」に於て、學生期の事を規定し、第三章「婚姻篇」に於て、家長期の事を規定し、第六章「信仰篇」に於て、退隱期の事を規定す。而して信仰篇は全章九

\* 法學協會雜誌第一號以下

十七條より成り、都て隱居者の義務を規定するものなり、今茲に其冒頭の數條を譯出して、棄老俗と退隱俗との關係を示さん。

メニエーの法典

メニエー聖法典第六章 信仰篇

第一條 法律の規定に従ひ、學生期及び家長期を經過したる再生人は、深林に退居し、感情を抑制し、信心を堅固にすべし。

第二條 一家の長にして、自ら其筋節の緩きを覺へ、其鬢髪の白きを見、又た己れの子の子を擧ぐるに至る時は、深林に退棲すべし。

第三條 退隱者は、從來市府に於て用ゐたる凡ての什器及び食糧を棄て、妻を其子の侍養に委託して、深林に

退住すべし、但し其妻俱に退居せん事を望む時は之を携ふるを得べし。<sup>\*</sup>

「ナラダ法典」

又た印度の有名なるナラダ法典(Narada)第十三章に於ても、隱居相續に關する規定を載せたり。

第三條 相續財産の分割は、母たる者の月經既に止み、姉妹は既に嫁し、父たる者の色欲既に消滅し、且つ俗務を厭ふに至るに及んで之を行ふ可し。

第四條 父老衰に至る時は、其子に財産を分與すべし。<sup>†</sup>

「アパスタムバ法典」

又たアパスタムバ法典(Apastamba)第二卷第六章第一條に於ても、生前相續の事を記せり。

第一條 父は生前に於て、男子中に平等に財産を分配すべし、但し陰部不具の者、瘋癲者及び浮浪者は其分

\* Sir William Jones—The Ordinances of Maun. Max Mueller—The Sacred Books of the East. † Jolly—Institutes of Narada.

配に與かるを得ず\*

「アバスタム法典の翻譯者ビューンル氏(Buehler)は右の法文を解釋して、家長は後ちに隱居者若くは遺世者となるべき者なるを以て、アバスタムは生前の財産分配を勘むるものなりと云へり。

「ローマ法典」  
死亡相續  
生前相續

「ローマ法典」(Gaius)第二十八章相續篇に於て、相續を死亡相續及び生前相續の二種に分てり。

第一條家父死亡する時は、男子は其遺産を分割すべし。

第二條家父は其妻の子を擧る能はざるに至る時は、生前に於て任意に財産分割を爲すを得\*

又た「ローマ法典」中家父老年に至るも尙ほ家産を讓與せざる時は、子は其老父に強迫して山林に隱居せしむるの習

老父に其退隱を強要す

俗あるを記し、且つ之を嚴禁するの法文あり、此習俗は隱居相續と棄老俗との關係を示すに最も適切なるものにして、古聖は老人を山野に放棄して、子孫其遺産を相續するの習俗を廢して、更に老朽者退隱の法を設けたるや明けし。

「ビヌー法典」

「ビヌー法典」(Vishnu)第九十四章に於ては、殆んど「ビヌー法典」と同一の規則を載せたり。

第一條家長たる者は、其皮膚皺縮し、鬚髮霜を頂くに至れば、山林に隱居すべし。

第二條家長たる者、己れの子の子を擧ぐるに、至れば、隱居すべし。

第三條家長山林に退居するときは、其妻を家に殘して之を子に托すべし、若し其妻共に退居するを希ふ時

+ Maine—Early Law and Custom. Chap. IV note A.

\* Max Mueller—Sacred Books. II by Buehler.

退隱者生活の概

右に擧げたる諸法典の條章は、以て隱居の風俗が古來既に久しく印度に行はれたるものなるを證するに足るべし、又たストレンツ氏の(Strenge)の印度法論に依れば、隱居の習俗は今尚ほ盛んに印度一般に行はるといふ、<sup>+</sup>而して隱居の制たる、其始めは家長の職に耐へざる老人を山林に退居せしめたるものにして、其退居者生活の有様は、殆んど山林に放棄せられたる者に異ならず、<sup>\*</sup>メニエー法典第四條以下の規定によれば、退隱者は住居を設けず、<sup>(第二十五條)</sup>天然の菓實根葉を食とし、<sup>(第五條、第二十三條、第二)</sup>木皮獸革を衣とせり、其他印度諸法典の規定によれば、古聖教祖が棄老の陋習を矯正し、風俗を厚ふせんが爲めに、退隱の制を設け、老朽世務に耐

\* Max Mueller—Sacred Books VII. by Jolly.  
 † Strange—Hindu Law.

獨乙國隱居制の起原

耶穌教の棄老俗に及ぼせる勢力

へざる者をして出家入道して、信仰に其晩年を終らしめたるものゝ如し。

羅馬法族諸國中、方今隱居制の最も盛んに行はるゝものを獨乙國とす、ギリム氏の古法論によれば、獨乙國に於ては、耶穌教の傳播以來、老親を棄るの陋俗漸く廢れ、養老料を給して退隱せしむるの習俗(Setzen auf den Altherheit)之に代りて起るに至れり、凡そ一家の長たる者、老朽して自ら家事を司る能はざるに至れば、家産を相續人に譲り、同時に從來家内に於て己れの占め居たる上席を去り、之を新家長に與へ、己れは暖爐の側らにて、猫の座(Katzenstie)と名けたる隱居座に退き、又た時としては別に一小室を退隱室に充て、其中に引籠り、終身隱居料(Leibzucht, Pfuende)を受け、餘生を送れり

とあり、有名なる古語に、

Lieben kind die mnen

ist kinlich triuwe schinen

helfet mir mit éren ze dem grabe,

ich gèn nù leider an dem stabe,

u. mac huses riht gepflegen,

mín guot wil ich in allez geben.

とあり、今之を字譯すれば、

余の愛見よ、汝は余に孝養を盡して、余が墓に行くを  
扶けよ、余は今老て杖に倚らざれば行く能はず、又た  
家事を修むる能はざるに至れり、故に余は今汝に我家産  
を譲らん」とす。

宗教の隱居との  
關係

本邦隱居制の起  
原

どの意なり、蓋し獨乙國に於ても、古代は食人俗、殺老俗、棄老俗、  
俗共に行はれたるも、衣食足り、教化普く行はるゝに至りて、  
棄老の俗竟に一變して、今日獨乙國農民間に行はるゝ豫襲  
相續 (successio anticipata) 即ち隱居相續となりたるなり、前に  
印度に於ては、宗教の感化によりて、棄老俗變じて退隱の俗  
となりたることを述べしが、歐洲に於ても亦た同じく、宗教  
の感化によりて、隱居讓産の制を起せしものい如し。

今や翻つて本邦隱居の制の起原を論ぜん」とす、重野文學博  
士は、東京學士會院雜誌第八編に於て、隱居家督並養子ノ弊  
害と題する論文を載せ、其中に隱居の起原を説きて曰く、  
隱居家督ノ起リハ、至尊ヨリ始マンリ、本邦開闢以來天子  
崩御ノ後嗣位ノ例ナリシニ、皇極天皇ノ朝、蘇我入鹿ヲ誅



重野博士の說

佛家の退院住持  
を以て隱居の起  
原とす

戮アリテ、位ヲ御舍弟帝尊ニ讓リ給ヒ、皇祖母尊ト稱ス、其  
 後持統、元明、元正三帝孰レモ讓位アリテ、太上天皇ノ尊號  
 ヲ受ケ給フ、是ヲ讓位受禪ト稱ス、即チ隱居家督ノ濫觴ナ  
 リ、  
 右ノ四朝ハ、ミナ女帝ニマシマシ或ハ繼故皇極或ハ皇孫  
 持統 皇子元明ノ御生長ヲ待チ讓位アリシニ、聖武天皇ニ  
 至リ、始テ御正統ノ男帝ニテ讓位アリ、佛戒ヲ受ケテ勝滿  
 ト號シ奉ル、是ヨリ歷朝讓位後孰レモ上皇ト稱シ、宇多帝  
 ニ至リ、御薙髮アリテ法皇ノ號創マル、白河法皇政ヲ院中  
 ニ聽キ給ヒ、院宣ト云フテ起レリ、  
 以上先例ヲ以テ案スルニ、讓位受禪ハモト佛家ノ退院住  
 持ニ倣ヒシモノニテ云々

本邦隱居の制は  
印度法系に屬せ  
ず

是れに據リて觀れば、重野博士は本邦隱居制の起原を佛  
 教に歸せらるゝものい如し、然らば本邦隱居の制は印度法系  
 に屬する者なるや、支那法系に屬する者なるや、將た本邦に  
 於て特發したるものなるや、是れ實に我輩の考覈を要する  
 一大問題なり、抑も隱居の制は前に述べたるが如く、佛教渡  
 來以前より既に印度一般に行はれ、又た重野博士の說の如  
 く、佛家の退院住持を以て隱居の濫觴なりとする時は、或は  
 本邦は中古以來支那の文化を繼受し、一般の制度は支那法  
 系に屬するにも係はらず、特に隱居の制は印度法系に屬す  
 るものなるやの疑なき能はず、故に我輩は印度人の佛教信  
 徒に質せしに、印度の老人隱居の習俗は、主として婆羅門教  
 旨に基けるものにして、佛教の行はるゝ地方例へばシロン、

本邦の隱居は支

マニプール、アッサム等に於ては却つて他の地方の如く、老人の出家退隱普く行はれず、釋迦牟尼は老年に及びて入道するの慣習を破りて出家したる者なるを以て、爾來方今に至るまで佛門に入りて僧に歸する者多く幼年の頃に出家入道するを常とす、所謂沙彌なる者は是れなり云々と答へたり、我輩は佛教に通曉せる諸學士に就て、尙ほ質すに此事を以てせりと雖も、未だ隱居制が佛教に伴はれて印度より渡來したるものなりとの確證を得る能はず、故に第二編に於ても論述する如く、隱居は佛教に大關係あるを認むると雖も、未だ其起原を佛教に歸し之を以て印度法系に屬するものなりと斷言するを得ざるなり。

之に反して本邦隱居の制は其起原を支那に發したるの形

那法系に屬す

跡は昭々として掩ふべからず、本邦に於て大臣以下致仕を爲すの風習は、中古儒教盛んに行はれ、百般の文物制度悉く、唐土に擬したるの時に起りたるものにして、攝關大臣以下、其職を辭するに當りては、各々儒士に囑して漢文の乞身表を草せしめ、之を上進せり、小中村清矩博士曾て我輩に語りて曰く、現今各種の上書中、特に辭職を請ふの上書のみ、仍ほ之を辭表と通稱する所以は、古代辭職を乞ふの時必らず、表文を上りたるの慣例ありしに起因せるものならんかと、或は然らん而して、六國史、本朝文粹、續本朝文粹等に記載せる辭表中、辭職の年齢を誌すもの、十中の八九は七十歳以上なるを觀れば、當時人臣は齡七十歳に至れば致仕退隱するを以て恒例となせるが如し、蓋し七十歳に至りて致事乞身

\* 本朝文粹・續本朝文粹

曲禮

するは周禮に基きしものなり。曲禮に、

七十曰老而傳

とあり、其註に

傳謂傳家事

とあり、又た

大夫七十而致事

とあり、其註に

全經云七十曰老而傳是在家則傳家事於子孫在官則致官

政以還君也

是に依りて觀れば、中古文物皆な支那に摸倣したるの時に當りて、七十歳に達したる者の辭表を上りしは、決して偶然にあらず、日本後紀卷二十一參議宮内卿菅野真道の辭表

日本後紀

\* 第四編卷四

中に

壯仕老休禮制之通範、中畧臣歷事三朝、齒登七十、病隨年積

志與身衰、中畧伏願歸骸、蓄里收迹、蓬廬養疾、以存餘生、杜門

而待終日。

此表文によるも、當時の致仕退隱は、支那の禮制に倣ひたるや、明らかし。

而して當時佛教も亦た頗る盛んにして、老年に及び致仕退官したる者多くは入道受戒し、餘生を信仰に送るを以て其常業の如くなしたるもの、如し、故に天皇の御讓位は重野博士の説かる、如く、或は佛家の退院住持に倣ひ給ひたるものなるべしと雖も、人臣の致仕退隱に至りては、我輩は之を支那法系に屬し、周禮に基きたるものとなし、佛教は單に

隱居は周禮に基

本邦隱居制の三源

之をして盛んならしめたる一大原因なりと云はん。斯の如く本邦隱居の制は其起原を支那の古禮に發し、佛敎興隆の爲めに大に擴布したりしが、後ち幾多の歲月を経て世局一變し、封建武斷の政治の時に至り、此制は益々盛んに行はるゝに至りたり。蓋し中世政權の一たび武門に歸するや、百般の制度兵事を以て本となさざるはなし、故に武士にして老衰若くは疾病に因り兵役に堪ゆる能はざるに至れば、自ら家長公私の職務を辭して、之を強壯健全なる相續人に傳ふるの必要を生ぜり。此に於て隱居の制は倍々盛んに行はれ、竟に一種特別の性質を生ずるに至れり。故に我輩は言はん、とす。本邦隱居の制は儒道に創まり、佛道に擴まり、武士道に發達せり、と。

隱居は社會の特別現象なりや將た普通現象なりや

民法編纂委員の說

隱居は社會の特別現象に屬し、特に或る國にのみ行はるゝものなるや、將た隱居は社會の普通現象にして、汎く諸國に行はるゝものなるや、是れ本章を終るに臨みて我輩の考究せんとする所なり。從來隱居の事を論ずる者、多くは之を以て社會の特別現象となし、獨り我國にのみ行はるゝが如く説かざるはなし。重野博士の如きも、隱居を本邦特有ノ習俗\*と認められ、民法編纂委員諸氏も亦た畧ぼ同一の意見を有せられしが如し、委員は民法草案に於て、隱居相續の名稱を不當とし、之に代ふるに、辭産相續の字を以てすべきを論じ且つ曰く、

「歐洲各國ニ其例ヲ見サル辭産相續ノ制度ヲ我新法ニ維持シタルモノハ專ラ慣習ヲ貴フノ止ムヲ得サルニ出テ

\* 東京學士會院雜誌第八編之四

タルモノ、如シ\*

と委員は固より隠居の制度を本邦特有の習俗なりと明言せざれども、歐洲各國に於て其類例を觀ずと云ふに至りては未だ事實を盡さざるの憾みなき能はず、第二編に於て論述する如く、歐洲に於ては古代希臘其他の諸國已に隠居の制度の行はるゝあり、現今に至りても歐洲の中央なる獨逸國に於ては、隠居の制、汎く農民間に行はれ、†其法律上の原因効果に至りても亦た殆んど我隠居の制に異るとなし、  
イペルト氏(Dr. Weipert)の「日本親族法及び相続法」(Japanisches Familien-und-Erbrecht) 中にも獨逸の隠居法と日本の隠居法とを對比して詳かに之を論述せり、是等の事例に依るも歐洲各國に隠居の制なしとするの事實に違ふや論を俟たず、

\* 民法草案獲得編第二部理由書四十九丁  
† Gerber—System des Deutschen Privatrechts.

隱居は本邦特有の習俗にあらず

聞く頃日司法省は民法理由書を公刊せらるゝの舉ありと、若し果して然らば我輩は學識深遠なる委員諸氏に切望するに、草案理由書中、歐洲各國ニ其例ヲ見ザル云々の項に修正を加へられんとを以てせざるを得ず。

我輩は本邦隠居制の由來を説くに當りて、印度に於ては古代より今に至るまで隠居の制一般に行はれ、支那に於ても、古代の致仕は本邦封建時代の隠居に均しきものにして、本邦隠居の起原は支那の古禮に倣ひしものなることを論述せり、故に今更に隠居の本邦特有の習俗にあらざるを説くを須ひず、且つ第二編に於て述ぶるが如く、隠居の制は特り亞細亞諸國に於て行はるゝのみならず、歐羅巴亞弗利加の諸國に於ても亦た汎く行はれたるものとす、故に婚姻等の如

隱居は社會の普通現象に屬す

く、何れの國に於ても必ず永く繼續すべき現象に非ずと雖も、社會進化の或る時代に於て、一たびは之に類する制度の行はるゝとあるが如し、但だ社會の狀況によりて其盛んに行はるゝ國と否らざる國との差別あるのみ、概して之を言へば、第六編に於て論述する如く、隱居は智識的生存競争と反比例をなし、社會の生存競争早く智識的に進みたる國に於ては、隱居の制充分なる發達をなす能はず、又た一旦其盛んに行はれたる國に於ても、智識的生存競争の進むに隨ひ漸く消滅するものなり、故に隱居の制は方今文明諸國に普く行はるゝとなし、唯も之を社會進化の特別現象と言はんよりは寧ろ普通現象なりと言ふを以て當を得たるものとなすべきが如し。

### 第二編 隱居の種類

隱居に四種あり  
一宗教的隱居  
一政事的隱居  
一法律的隱居  
一生理的隱居

本編に於ては、隱居を分類して四種となし、出家入道して信教に晩年を終らんが爲めに隱居する者を第一種とし、之を宗教的隱居と稱し、政事上の理由によりて致仕退隱する者を第二種とし、之を政事的隱居と稱し、過失犯罪等によりて隱居する者を第三種とし、之を法律的隱居と稱し、身体精神の衰耗によりて退隱する者を第四種とし、之を生理的隱居と稱す、而して生理的隱居は復た之を別ち、老衰隱居及び疾病隱居の二類とす、以上は一に隱居の原因を以て其分類の基礎とせるものなり。

### 第一章 宗教的隱居

"Piety is the only proper and adequate relief of decaying man." Dr. S. Johnson.

我輩は前編に於て隱居の起原を論じ、隱居は棄老俗の進化したるものなるを述ぶるに當り、印度の「メニール」法典ナラダ法典等に於て、隱居に關する詳密なる規定を設けたるは、古聖教祖が棄老の蠻俗を矯正せんが爲に、老朽事に耐へざる者をして、自ら世務を避けて、信仰三昧に其餘生を送らしめたるものなるべきを論じ、又たクリム氏の書に據りて、獨乙國に於ても、耶蘇教の傳播せる頃より、殺老棄老の蠻俗は漸く其跡を收め、之に代りて退隱俗の起りしことを説けり、抑も出家入道して世務を遁れ、専ら殘年を信教に委ぬるの風は、古代何れの國に於ても廣く行はれたるものにして、重野博士が、本邦隱居の起原を、至尊の讓位受禪に歸せられしも、蓋し是れに由るものなり、本邦に於ては聖武天皇御讓位

入道隱居の例

文德實錄

續日本後紀

の、後ち、佛戒を受け勝滿と稱し給ひ、是れより歷朝御讓位の後ち、孰れも上皇と稱し奉り、宇多天皇に至り、御薙髮ありて法皇の尊號始まり、又た華山天皇は寵妃の亡せしを追悼し、竟に發心して位を遁れ、陰かに宮闕を出て、華山元慶寺にいたり、落飾受戒し給ひしことは、人の普く知る所なり、人臣の間に於ても、佛教の傳來せし以來、致仕して出家入道するの風、普く行はれ、正史上攝關大臣以下の、其職を辭して佛門に歸依せし例頗る多し、今其一二を擧ぐれば、

「文德實錄卷二、治部大輔興世書主卒去の部に、

「以年老身衰、聊披山林之地、常發觀念之業、

續日本後紀卷十六、和氣清麻呂の第五子、參議和氣眞綱卒するの條に云ふ、眞綱は性敦厚忠直にして、佛道に歸依し、天台

眞言兩宗の建立に盡力したり、或る時法隆寺の僧善愷、少納言登美真人直名の犯罪を訴へ、官其訴訟を受理して將に之を審斷せんとせしに、同僚中真人に左袒する者あり、翻て聞訟律により許容違法之罪を訴へければ、官は先づ明法博士等をして許容之罪を考斷せしめしに、博士畏避する所ありて、竟に正を得る能はず、

於是眞綱自謂塵起之路、行人掩目、枉判之場、孤直何益、不如去職、早入冥冥、固閉山門、無病而卒、

三代實錄

三代實錄卷二、貞觀元年五月七日の條に、

四品守彈正尹兼行常陸太守人康親王出家、入道上表曰、云とあり、其表中に

伏望被陛下之殊私、爲梵門之禪侶、

の語あり、又た其詔勅に

人康親王辭其官爵、歸於釋侶、宜准國康親王收其品封云々、又た三代實錄卷十三、貞觀八年十二月八日、右大臣藤原良相表を抗げて職を解かん事を請ふ、帝優詔して許し給はず、十日重ねて上表辭職す、其文中に、

臣不才不敏、德薄才輕、然猶頗覺利害之端、苟知止足之分、又素貪禪念、酷厭羣塵、

の語あり、復た許されず、十三日三たび表を捧げて解職を懇請す、其文中に、

雖密在公而身、俗心眞刹那之間、禪念無怠、中畧見天使之頻來、耻出家之尙遲、中畧伏望陛下中畧除爲聖朝之具、臣聽



作釋迦弟子云々

とあり、斯の如く、致仕して佛門に歸依するの風は倍々盛んに行はれ、剃髪して入道と稱せし者頗る多し。御堂關白道長、法性寺入道前關白太政大臣忠通、平清盛入道淨海等の如き、孩童の尙ほ能く記する所なり。又た武家の時に至りても、出家入道の風は倍々盛んに行はれたり。北條時頼、北條高時等は、其最も著しき例なり。

貞永式目

貞永式目の追加に

不蒙御免令遁世後、猶知行所領事仁治二十右或及老耄或依病患以所領所職讓與子孫給身暇令遁世者、普通之法也。而未及老年、無指病惱、不蒙御免、無左右令出家、猶知行所領事、甚自由之所行也。自今以後、如此之輩、處于

入道隱居

不忠之科可被召所領也云々

新井君美の藩翰譜伊達家の部に、

系圖にいわく、朝宗の子宗村を、中村常陸入道念西といひ、(中略)其子栗野次郎藏人、是亦義廣三十三体の觀音の像をつくり、一堂を建立し、入道して覺佛と號し、此堂に隱居して、康元元年丙辰五月廿三日に卒す。中畧父いまだ隱居せざりしうち、これに入道隱居せしにや、彼といひこれといひいぶかしき事なり。

とあり、系譜の誤謬は兎に角、之に據りて北條氏の時代に入道隱居の行はれしを知るに足るべし。

三光内大臣實枝公の選に係る、三内口決と云へる書あり、同書中隱居の部に、

一 隱居事

上代之時者相構山莊去塵境不預世間之事仍家督之人一切令支配者也(中略)隱遁之人者雖為俗形優婆塞之道理也於庶事非可染心也

とあるが如き本邦に於て古代致仕する者多くは山莊里第に退住し入道剃髪して法牒を装ひ法號を稱せしを謂ひたるものなり

足利氏の時代に至りては剃髪の風最も盛んに行はれ未だ致仕隱居せずして已に其願を圓にしたる者亦た頗る多し義滿征夷大將軍の職を義持に譲りて天山道義と號し義政は三十七歳にして隱居し後ち東山の別業に移り剃髪して道慶と號し其他管領斯波義將以下公卿諸將争ふて剃髪し

\* 國史略四

「アングロサクソンの古法

英佛兩國の古法に於ける准死

謂はゆる圓顛滿朝の時となれり降つて徳川氏の時に至りては隱居して佛門に入るの風漸く衰へたるものゝ如しと雖も隱居の後ち薙髮するの風尙ほ廣く行はれしは蓋し古代に於ける入道隱居の遺俗なりと謂ふべし

歐洲諸國に於ても古來入道隱居に均しき制あり「アングロサクソンの古法によれば一家の戸主が出家入道する時は家長權を失ふものとなし\* 又た英國に於ても宗教改革の時に至るまでは僧侶となりて寺院に入る者を死亡者に准じ† (Civiliter mortuus) 佛國に於ても革命の時に至る迄は出家入道して寺院に入りし者を死亡者に准じて民權を喪失する者とせり‡ 其他歐洲大陸諸國に於ても中古は斯の如き法行はれ之を准死 (Civil death, Mort civile, Burgerlicher Tod)

\* Young—Anglo-Saxon Family Law. † Co. Litt. 133. ‡ Zachario—Franzoesisches Civilrecht. B.I.s.162.

と稱し、其法律上の効果としては、僅かに自己の身軀生命の權を存するに止まり、其他の公法及び私法上の權利は盡く死亡者に准じ、其准死者の生前に於て相續を開始するの事ある等、殆んど本邦古來の隱居に異ることなし、尙ほ歐洲諸國の准死の制の畧ぼ我邦の隱居に同じきものなることは、刑罰隱居を論ずるに當りて之を詳述せんとす。

### 第二章 政事的隱居

政事的隱居とは、政事上の理由に因り自ら退隱し、又は他人の爲めに退隱せしめらるゝものを云ふ、例へば權臣政を專らにせんが爲めに君主の廢立を行ひ、或は他人を幽閉して己れ之に代らんが爲めに退隱を強要し、或は政事上の責任の衝を避けて之を他人に譲り己れ其實權を握らんが爲め

政事上の原因に依り隱居するの例

院政

に、隱居を爲し、或は政事上に志を得る能はず、失意憤懣の餘厭世の情を發して退隱をなし、其他種々の政事上の理由によりて隱居を爲すが如き、總て之を政事的隱居と稱す。  
政事的隱居は、本邦の歴史上著明の實例極めて多し、孝謙上皇は淳仁天皇を廢し給ひ、陽成天皇は藤原基經の強請によりて遜位し給へり、白河法皇は遜位の後ち、政を院中に聽く事四十餘年、院宣を發して天下に號令し、鴨河の水、雙陸の采山法師を除くの外は、滿天下意の如くならざる者なしと宣言し給ふに至る、法皇又た鳥羽天皇をして位を皇太子に禪らしむ、鳥羽上皇も亦た白河法皇に倣ふて政を院中に聽き、其寵姬美福門院所生の體仁親王を位に即けん事を欲し、崇徳天皇を諡して位を禪らしめ給ひ、遂に保元平治の亂階を

爲せり、其後ち後白河天皇も亦た遜位の後ち、政を院中に聽くこと三十四年の久しきに及べり、六條天皇は五歳にして位を譲り給ひ、始めて未だ冠せざるの上皇あり、高倉天皇の禪位、後鳥羽天皇の遜位して院政を行ひ、土御門天皇をして位を守成親王に傳へしめ給ひたるが如き、北條義時が仲恭天皇を廢して、後堀河天皇を立てたるが如き、皆な政事的隱居に類するものなり、爾後、遜位屢々行はれ、後伏見天皇位を禪り給ふに至りて、後深草上皇を本院と稱し、龜山上皇を中院と稱し、後宇多上皇を新院と稱し、伏見上皇、後伏見上皇を併せて五上皇あるに至れり。

又た建武中興の後ち、南北兩朝和合の儀成りて、後龜山天皇の神器を後小松天皇に傳へ給ひしが、如きも、亦た政事的隱

徳川家康

居なりといふべし、夫れ斯の如く中古遜位の多かりし原因は、或は藤原氏平氏の如く、其所生の皇胤を立て、政權を專らにせんとするに出で、或は北條氏の如く、陪臣の身を以て、敢て政權を一門に掌握せんとするに出でたるものにして、概ね政事の原由に基きたる隱居なりと稱するを得べし。

政事上の隱居は、獨り至尊の禪讓のみならず、人臣間に於ても其例亦た尠からず、就中藤原藤房卿が忠諫容れられず、出家入道して其跡を晦ましたるが如き、細川頼之が足利義滿に容れられずして其職を罷められ、削髮して常久と號し、彼の「人生五十愧無功」の詩を賦したるが如きは、人の普く知る所なり、又た徳川家康が將軍職に在ると僅に二年の後ち、駿府に退隱して大御所と稱し、常に江戸に往來し、一方に於て

政治的隱居

は、秀忠の後見となりて政務を指揮し、一方に於ては陰に大坂を圖りたる如きは、政治的隱居中最も著しきものと謂はざるを得ず、安政年間に於て、開國鎖港の議論激昂せし時に當り、水戸齊昭尾張慶恕、松平慶永、山内豊信、伊達宗城の諸侯が、大老井伊直弼と譏合はず、竟に幽閉隱居せしめられたるが如きは、近世史中政事上の原因による隱居の最も著明なるものなり、其他公卿大名等の間に於て、權臣政を専らにせんが爲めに其君を幽閉し、或は敵國と和睦を講せんが爲めに、從來事を用ひたる者を退隱せしめ、或は國主老臣有志者等が朝廷幕府の嫌疑を避くる爲めに、隱居せし如き例は古來極めて多く、一々茲に之を枚擧するに遑あらざるなり。

第三章 法律的隱居

法律的隱居とは、疾病老齡等の原因、又は信教政略等の事由に關せず、單に法律の作用によりて、隱居することを云ふ例へば、公務上の過失、又は罪科によりて家長權を剝奪せられ、或は過失等により、自ら退隱して其罪を謝するが如き皆な是れなり、是等の中には嚴格に論ずれば、或は法律の働きによるものとす、能はざる場合ありと雖も、畧ぼ之と其性質を同ふするを以て、彙類上の便宜により、苟も犯罪若くは過失の原因となりて、隱居するものは、總て之を法律的隱居中に併せ説けり、抑も家族制盛んに行はれ、家長權強大なる社會に於ては、家長たる者の性行は一家の盛衰に關する事極めて大なるを以て、家長若し其職務を懈り、又は其家長權を濫用し、其他犯罪素行等の爲めに、家長の任に適せざるに至

れば、之を退職せしむるは、當時社會の必要より生じたるの  
制規と謂はざるを得ず、故に何れの國に於ても、家族制時代  
に於ては、家長の犯罪素行等ある時は、之を退職せしむるの  
法あり、我輩は先づ本邦の罪科隱居の例を擧げ、次に歐羅巴  
亞弗利加等の諸國に於ても、過失犯罪等の爲めに家長權を  
喪ふの制あるを示さんとす。

本邦に於ては、古來罪科によりて隱居せるの例鮮からず、武  
家名目鈔中に於て左に掲るものゝ如きは、此種類に屬する  
者なり。

法律的隱居の例

「鎌倉大双紙云、小山義政方より禪僧を使として、愚息若犬  
丸に家を渡し、隱居可仕候間、若犬丸を御免被下、小山を相  
續仕候様にと降を請ける間、布施入道得悦を御使として

御免許有り。

「明德記云、先年御所様ニ召仕レケル武田下條ト云者アリ、  
一旦昵近申サレケル間、上様ノ御覺ニ吉カリケレハ、賞ノ  
甚シキニ驕テ、意曲共出来シ間、御所様御覽シ限ラセ給ヒ、  
御追放有ケレハ、連々欺キ申セ共、終ニ御免モ無シテ、隱居  
シタリケルガ、今度ノ合戦ヲ能キ便リ有リト心得テ、御免  
モナキニ便宜ノ勢ニ馳加テ、内野ノ合戦ヲ見物シ居ケル  
ニ云々。

「三好別記云、長春の母義小少將の御方、父篠原自道に嫁し  
てありけるが、嗣雲と中あしく成て、長春へさんげんし、嗣  
雲すでに成敗にあよぶ、嗣雲せひなく、まづ勝瑞と引退、河  
島の上様へ隱居し、罪なき由なき申けれど、も承引なく、

内藤耻叟君の說

罪科隱居

愼隱居

整居隱居

元龜三年六月十六日、木村飛彈、井澤右近、阿波、淡路、紀伊國の人数をそつし討手にむかふ。

我輩嘗て内藤耻叟君に徳川時代の隱居の制を問ひしに、同君は武家の隱居に罪科隱居なるものあるを説き、且つ曰く「罪科隱居とは、行狀不良にして、家督たるの任に耐へず、又は重大の落度ありて、家長權を剝奪せらるゝを云ふ。爾ゆる、愼隱居、整居隱居」と稱せし者の類なり、其申渡書には、隱居の上、愼可罷在とか、整居可罷在とかの文あり、此罪科隱居は大名に多しとす、固より旗本にも其例ありと雖も、大名は隱居にて事濟みたる事も、旗本は直ちに相當の罪科に處せらるゝが如き差別ありたり。

右の談話に依るも、徳川時代には、老衰疾病等のみならず、罪

改定律例

科の爲めに隱居せしめらるゝことありたるを知るに足るべし、又た、全國民事慣例類集に、日向國宮崎郡及び兒湯郡に於ては、戸主にして、一村中の妨害を爲す所行ある者は、役場ハ權ニテ、隱居セシムルトアリ、是れ亦た平民中に行はれたる罪科隱居の一種なりと言はざるを得ず。

明治維新の後ちに於ても、尙ほ刑罰隱居の例尠からず、彼の奥羽諸國の諸藩主伊達、南部、酒井、牧野、阿部、丹羽の諸侯、王師に抗せし罪を以て、東京に於て謹慎を命ぜられ、其後ち特旨を以て、血統の者に家名相續を許され、右の諸侯には隱居を命ぜられたるが如きは、其最も著しきものなり、又改定律例、閏刑條例第十四條に依れば、華士族にして、破廉耻甚の罪を犯す時は、之を除族し、其祿を收めて、之を子孫に相續せしむ

るものとせり、是れ恰も罪科隱居の如きものにして、其犯者は裁判の宣告によりて戸主たるの資格を失ひ、子孫其家督を相續す、其結果たる殆んど通常の隱居に異なる事なかりし、又た明治七年三月卅日福岡縣の伺に、  
 當主放逸無賴或ハ瘋癲等ニテ家事ヲ不省者又ハ豫メ犯罪ノ恐レナル者當主退隱ノ志ナシト雖モ親族ヨリ退隱ヲ願フ者允許可然哉  
 とあるに對し、伺之趣親族協議ハ上ハ聞届不苦候事との指令あり、悖德素行に由り隱居を爲さしめらるゝの慣例は、既に久しく本邦に存せしと雖も、多くは其事由を公認せず、疾病に託して退隱せしめしものゝ如し。  
 我輩は前に「アンソロサキノン」及び英佛の古法に於て、入道

羅馬法

隱居の行はれたる事を論ぜり、今茲に歐洲諸國に於て、古來刑罰隱居に類するの制ありしを説かんとす。  
 歐米諸國現行法の母法たる羅馬法に於ても、家長權喪失の原因中「身位變動」(Capitis Diminutio)なるものあり、家長若し刑罰によりて罪奴(Servus poenae)となり、抗業に苦役せられ、或は猛獸と格闘せしめらるゝ如き者は「身位の大變動」(Maxima capitis diminutio)を受け、又た家長罪科によりて、水火の禁(Aquae et ignis interdictio)を受け、水火の禁とは羅馬に於て炊煮するを禁止するの義にして、即ち國外放逐の宣告に同じきものなり\*、又は流罪の宣告を受けたる者は身位の中變動(Media capitis diminutio)を受け、養子となり、又は分家せられたる者は「身位の小變動」(Minima capitis diminutio)を受くるも

\* Cicero-pro Dom. 30.



英國法

のとせり\*而して其中、身位の大變動及び中變動は家長たる資格を失ふの點に於ては、略ぼ我罪科隱居に齊しきものと謂ふべし、然れども其遺産の沒收せらるゝが爲めに、生前相續の原因とならざるの點に於ては、大に我隱居と其効果を異にするものゝ如し。

中世以來英國に於ても准死 (Civil death) の原因に三種の別あることを認めたり、

(一)僧となる事

(二)本國を脱籍する事

(三)反逆及び重罪の宣告を受くる事†

佛國の古法に於ても英國と同じく、僧職を受け、外國へ轉籍し、又は刑の宣告を受けたる者は准死者となせり‡、其他の

佛國法

准死は入道隱居及び刑罰隱居に同じ

歐洲諸國に於ても、准死の制久しく行はれ來りしが、英國は宗教改革の時より、出家入道したる者の准死を廢し、次でエドムス王の即位第二十二年の法令\*を以て、外國に歸化せし者の准死を廢せり、佛國も亦た大革命の時に僧院に入る者の准死を廢し、一千八百五十三年に至りて、全く准死を廢せり、其他の諸國も相踵て之を廢止するに至りしを以て、現今にありては、准死は殆んど其形跡をも留めず、故に人或ひは誤て歐洲諸國には古來曾て我邦の隱居に類する者の存せしとなしと誤想するに至りたるなり、蓋し外國歸化に由るの准死と隱居とは、全く其性質を異にしたるものなれども、僧院に入るの准死及び刑罰によるの准死は、略ぼ宗教的隱居及び法律的隱居と、其効を同ふし、英國法の「血液腐敗」

\* 21. Jac. I. c. 28.

\* Inst. lib. I. Tit. XVI.

† Co. Litt. 133.

‡ Zachario—Franzosisches Civilrecht I. Bd. s. 162.

ヒンドゥ法

(Corruption of blood)の擬制等により相續を禁ずる場合を除くの外は、被相續者の生前に於て相續を開始せり、<sup>†</sup>又た佛國民法第七百十八條に相續ハ死亡及ヒ准死ニ因リテ開始ス<sup>\*</sup>と規定せるが如き、亦た其性質を同ふするものといふべし、其他ストレンジ氏の印度法論に於て、印度の隱居の事を Civil death 即ち准死なる語を以て譯出せるを觀るも、同氏が隱居と准死とを全く同一物なりとせるを知るに足る、<sup>†</sup>我輩は尙ほ第五編に於て隱居の効果を論ずるに當り、准死と隱居とを對比して其異同を示さんとす。

ソルヤル (Turner) 氏の「スラボニ親族法」(Slavisches Familienrecht) に據れば、セルビヤ國に於ては、家長若し過失あり、家政を紊る事あれば、親族は協議して隱居を爲さしむるを得る

† Co. Lit. 132. a. b. Code civil art. 25.  
 \* Code Civil Art. 718.  
 † Strange—Hindu Law 184, 185.

阿弗利加の習俗

の法ありと云ひ、又たポスト氏の「亞弗利加法論」中にも、ゴールド、コーストの「ファンチス」族中に、家長に過失犯罪等ある時は退隱せしむるの習俗ある事を記せり、是等の事例によるも、法律的隱居の制は、廣く諸國に行はれたるを知るに足るべし。

### 第四章 生理的隱居

老衰又は疾病の爲めに、家長公私の事務を執る能はずして、隱居するを生理的隱居と稱す、既に前編に於て論述せる如く、隱居の俗は元と老朽して自活の力を喪ひ、又は一族の累となる者を屠殺遺棄したるに起因せるを以て、古來各種の隱居中、老衰者の退隱は最も早く起り、最も廣く行はれたるは論を竣たず、前に掲げたる「メニール」の法典にも、

老衰隱居

生理的隱居

印度法

家長若し自ら其皮膚の皺縮せるを覺へ、且つ其鬚髮の白きを見、又た其子の子を擧ぐるに至る時は深林に退棲すべし。

希臘法

とあるが如き、又たメノン氏が希臘古代隠居の制を論じて、社會の狀況特に腕力智畧の強健なるに價直を置くの時代にありては家長權は家長が實際敏捷にして且つ膂力ある期間に限るものとすの勢ひを生ずるに至れり、而して希臘の社會創始の際を窺ふときは父老は卓越の智能を有するが爲めに實際身體の衰弱したる後ちも仍ほ家長權を保有せしものゝ如しと雖も、ホーマルの古詩オマッヒー(Odyssey)中に記せるネリシス(Diysis)とニールテス(Nertes)の二人の關係に就て觀れば、家父の年齢既に

「バストー」人の  
隠居俗

傾き、其子甚だ勇敢にして、且つ敏捷なるときは、父は家長權を貶さるゝことありたるを知るべし。

と云へるが如き、以て古代東西兩洋の開化の源泉たる印度希臘兩國に於て、家長の老衰によりて退隱する習俗の行れたるを徴するに足るべし。

生理的隠居は、特に亞細亞歐羅巴の諸國のみならず、亞弗利加の蠻族中に於ても亦た其行はるゝを視る例へば、カサリ氏の「バストー」族(Tes Bassotos)と題せる書中にも、「バストー」族中に於ては、家長權は家長の身體強健にして、内は家政を司り、外は戰闘に従事するを得る間のみ繼續するものとし、老年に及び、身體稍々衰弱するに至れば、家長權を其長子に譲りて退隱するの風習あるを記せり、†是等の事例による

\* Maine—Ancient Law. ch. v.  
† Post.—Afrikanische Jurisprudenz.

生理的隱居は各種の隱居中最も廣く行はる

も、生理的隱居は各種の隱居中最も廣く行はるゝものなる事を知るに足るべし。

本邦に於て、隱居の事に關する法令の正史に見えたるは、蓋し元明天皇の御宇、和銅六年の制令を以て始めとす。續日本紀卷六に、

和銅年間の法令

己巳制、夫郡司大少領以終身為限、非遷代之任而不善國司、情有愛憎、以非為是、強云致仕、集理解却、自今以後不得更然、若齒及縱心、氣力脆弱、筋骨衰耗、神識迷亂、又久沉重、病起居不漸發、狂言無益、時務如此之類、披訴心素、歸田養命、於理合聽、宜具得手書、陳牒所司待報處分、撰擇替補。

此制令に依るも、老衰及び疾病を以て隱居の原因となすの風は、既に遠く古代に於て行はれたることを知るべし。

老衰隱居の例

本邦の歴史上、老衰の故を以て致仕退隱を爲すの例證甚だ多し、今茲に其一二を擧ぐれば、

續日本紀

續日本紀卷三十二、大納言文室真人大市骸骨を乞ふの上表中に、

臣蒲柳向衰、桑榆方晏、病亦稍篤、垂盡無期、伏願辭官、俊父賜

老丘園、止足以送餘年。

又た重ねて致仕を乞ひたる時の詔報にも、

卿年及懸車、告老言退、云々

とあり、文德實錄卷九、太政大臣藤原良房の上表に、

臣年髮已衰、羸病彌積、仍比陳表、乞停所職

同書、左大臣源信の辭表中に、

臣在少壯之時、猶苦性懶、心痴、何况於容、髮衰、老、疴、病、轉、深、乎

文德實錄

續日本後紀

三代實錄

「續日本後紀卷十三、一品式部卿葛原親王の上表中に、  
 倦禽知暮自是反林之時、老馬傷羸亦爲稅駕之日、遠取諸物  
 近喻於身、鳥物之情、人亦不殊、(中略)然而年隨日積、病與老和、  
 一日伏枕、四支委廢、漸以過日、彌覺衰耗、縱有殘喘、知非全身、  
 三代實錄卷六に、讚岐朝臣永直致仕の事を記して、  
 齊衡二年爲明法博士、三年老乞骸骨、再三陳請、然後許之、然  
 猶不停明法博士歸休於家、天安二年文德天皇敕曰、明法博  
 士是律令之宗師也、惜其齒在耆者、不傳正說、宜令好事諸生  
 就其里第、受讀善說、永直聞臥私第、授律令於生徒、式部省就  
 門庭行講竟之禮、法家榮之、以壽終焉、時年八十。  
 とあり、永直の死は貞觀四年なるを以て、其致仕せしは七十  
 四歳の時なるべし。

同卷十三、太政大臣藤原良房の辭表中にも、  
 疲驂倦路難責以逐日之能、病鶴忘飛豈望凌霄之効、(中略)今  
 身已衰朽、勤勞何申、(中略)臣竊想古人效射之言、夫去楊葉百  
 步而射、百發而百中、然其弓撥鈞氣、衰力倦則百發之功盡廢  
 矣。

とあり、帝優詔許し給はず、良房重ねて表を抗げて退職を乞  
 ふ、其表中に、

老大逼來、疲勞交集、藥餌無聞、每闕診奉、素養之慙、彌倍平常、  
 (中略)臣額齡漸迫、殘命尙危、

同卷十三、左近衛大將氏宗の辭表中に、  
 今精力已衰、難堪堅銳、

同卷十四、氏宗重ねて職を辭するの表中に、

貞永式目

臣老倍去年病加前日  
 となり、皆な老衰を以て、隱居を請ふの理由とせしものなり、  
 其後ち武家の時に至りて、隱居の習俗は愈々盛んに行はれ、  
 通常隱居者は佛門に入て其餘生を送りしも、老衰又は疾病  
 等の事故あるにあらざれば濫りに隱居するを許さざりし  
 ものゝ如し。  
 前に擧げたる貞永式目の追加に、  
 不蒙御免許令遁世後猶知行所領事  
 右或及老耄或依病患以所領所職讓與子孫給身暇令遁世  
 者普通之法也而未及老年無指病惱不蒙御免無左右令出  
 家猶知行所領事甚自由之所行也自今以後如此之輩處于  
 不忠之科可被召所領也。

應仁記

とあり、故に北條氏の時代に至りては、既に法令を以て、隱居  
 は老衰又は疾病に限るものとなせしが如し。

又た應仁記に、

義政將軍御齡未々四十二アマヲセ玉ハヌニアマヲヌ心地  
 出來サセ給テ御連枝淨土寺殿御門跡ヲ還俗サセ申サレ  
 テ將軍ヲ相續シ今ヨリ御隱居有恣ニ老樂ハ榮花ヲ可開  
 ト思食立ケル、

とあり、是れ足利義政が三十七歳にして隱居をなしたるを  
 云ふものなり、蓋し當時にありて、四十前後の年齢を以て隱  
 居を爲すは變例なりし事を觀るに足る。

内藤耻叟君の談話に依れば、徳川時代の隱居には、罪科隱居  
 の外、老年隱居及び病身隱居の二種あり、

徳川時代の隱居

老年隠居

老年隠居とは、五十歳以上の者、老衰の故を以て隠居するを云ふ。尤も老年まで勤居たる者には御褒美を宛行はれ又は隠居料を賜ふ。

病身隠居

病身隠居とは、五十歳以下の者、病身に於て御役向相勤まらざるの故を以て隠居する者を云ふ。幕府御辦本御目見以上ならば、一旦願の上寄合小普請となり、夫れより親類加判の上隠居を願出る者とす。

維新以後も老衰及び疾病を以て隠居の原因とす

明治二年己巳正月二十二日各藩への御達に、

隠居願ハ、病氣或ハ老年ニ依テ願候事故當人在國ノ儘ニテ被聞届候事。

とあり、夫れ斯の如く、中古より今日に至る迄、老年及び疾病を以て隠居の原因と爲し來りしが、民法の發布により、老年

民法の規定

を以て隠居の正當原因と認め、疾病は特別の場合に於て區裁判所が年齢の條件を宥恕したる時に限り、隠居の原因となるに至れり。

疾病隠居

未だ老年に至らざるも、疾病によりて隠居を爲すの例、古來甚だ多し。前にも説ける如く、本邦に於ては家長は公法上の制度とし、苟も一家の戸主たる者は、其朝に在ると野に在るとを問はず、國家に對して兵役に従事し、租庸調を納むる等の義務を負擔せし者なるを以て、若し病痾其他の事故により、戸主たるの公務を盡す能はざるに至れば、自ら其職を辭し、更に身神強健の者を以て、其後任を襲がしむるの必要を生ぜり。是れ固より原始社會に於て、老耆者疾病者を山野に遺棄したると、其狀況稍々異なりと雖も、其理由に至りては

疾病隠居の原因

\* 民法財産取得編第三百六條第三百七條

病人放棄の變俗  
廢れて疾病隱居  
起る

疾病隱居の例

日本後紀

敢て異なる事なし、野蠻人は、疾病によりて、戰鬥狩獵に従事する能はず、戰時には攻戰防守の妨碍となり、平時には漂住移轉の負荷となり、徒らに食料を消費して一族の厄介となる者は、之を山野に放棄して、其餓死するに任せたりしが、恰も老人遺棄の風廢れて、老衰隱居の俗起りしが如く、社會の進歩するに隨ひ、病人放棄の變俗廢れて、疾病者を退隱せしむるの習俗之に代りて起りたるものなり。

國史上疾病により隱居を爲せる例を擧ぐれば、

日本後紀卷十七、東山道觀察使藤原緒嗣の辭表中に、

臣生未幾、眼精稍暗、復患脚氣、發動無期、此病歲積、兼全輜器

同卷廿一、參議藤原緒嗣の辭表に、

臣材無足取、器實空虛、病患染、躬中、容比者、沉滯、惡瘡、療治無

260806

文德實錄

續日本後紀

驗似損、不損終、至大漸劇、職事重、懼切、曠日、伏望解罷所帶、養疾私門。

同卷廿二に、

右大臣藤原朝臣內麻呂、緣病上、表辭職曰、中、容頃來、渴病、彌積、兼暗、眼精、兩脚、強疼、行步、失便、中、容伏願、辭罷官職、養疾私第。

文德實錄卷九、中納言源定、病を以て致仕を乞ふの上表中に、自去春末、疥瘡纏身、五月以來、更亦殊劇、舉體膿腫、無階起居、日夜辛苦、計其能、痊當曠時日。

續日本後紀卷六、左大臣藤原諸嗣辭表中に、臣年老病重、出入絕望、疾床引日、既過一紀、中、容而臣久、沉痾、疾、空積星霜、曠官之責、可謂其首。



三代實錄

三代實錄卷二、四品彈正尹人康親王の職を辭して出家入道し給ひたる時の上表中に、

臣人康言、身居雲漢之末、才無涓流之效、空備管綆、徒縈疾病、  
〔中略〕臣今年二月、熱發甚篤、醫藥無所施、其方針熨、遂不通其  
術、〔中略〕陛下若遇臣、厚者思拾獲其保全、若矜臣、優者宜獎收  
其封職、不勝荒迷之至、謹拜表以聞。

又た貞觀八年、右大臣藤原原良相辭職の上表中に、

日月上天降責、臣病常添、去春殊劇、還第醫療、經旬涉月、未及  
能痊、中使頻臨、辭非獲命、遂乃力疾拂巾、強入禁省、朝謁未幾、  
病更發動、彌留綿篤、命危如薤露、中略、竊以舟不輕載、無以免  
風浪之危、車仍重任、何得踰險、難之急、聖主陛下若能悲此積  
痼、顧天冥譴、却臣重職、減臣高俸、

本朝文粹

本朝文粹卷四、大江匡衡の起草に係る關白道隆の辭表中に、  
臣寵最深而病又深、齡不惑而魂更惑、

の語あり、關白道長の辭表中に、

臣奢侈不儉、愚昧無愼、寄重以病、亦重任危以命、已危、

太政大臣藤原兼家の辭表中に、

臣齡先懸車、而身已病、器非負鼎、而力早衰、駢駢之病也、驚馬  
先之、况驚馬之病乎、孟賁之衰也、庸夫蔑之、况庸夫之衰乎、

本朝文粹續編

本朝文粹續編卷四、關白賴道の辭表中に、

如臣者、臥病以降、炎涼屢變、心根漸怠、蕪肝葉將朽敗、因茲視  
聽已衰、政績難決、

とあり、武家の時に至りても、疾病を以て隱居の正當の原因  
と爲せるは、前に記せる貞永式目中、依病患の文字あり、又た

武家の時代に於ける疾病隱居

貞永式目

宮樞記

徳川氏の時代にも、病身、隱居なる者ありたるを以て知るべし。

「宮樞記」に、

寛正ノ頃ノ宮樞介ヲ泰高ト號ス、此人、中年ヨリ、病身ニテ、上京叶ハス、隱居シテ、中務大輔泰成家督ヲ繼キ云々、とあり、其他疾と稱して致仕退隱せるの例極めて多しと雖も、中には政事上の理由に因り、疾病に託して退隱せる者も亦た尠なからず、是れ蓋し古來老年若くは疾病によるの外、隱居するを許さざりしに由るを以てなり。

老衰及び疾病を以て隱居の原因となすは、其家長たるの職に堪へざるが爲めなり、而して本邦に於ては、古來生理的隱居の普く行はれたるにも係らず、歐洲諸國に於ては、全く之

羅馬に於ては家長權を終身權とす

羅馬に於ては家長權を私法上の制度とす

に反する所以のものは、蓋し歐洲諸國の民法は羅馬法を繼受したる者多きに由るなるべし、前にも記せる如く、古代希臘に於ては、家長權は公法上の制度にして、家長若し公務に堪へざるに至れば、之を退隱せしむるを常例とせしも、歐洲諸國の民法の模範たる羅馬法に於ては、家長權を終身權とし、家長は、刑罰に因りて家長權を失ふにあらざれば、生涯其家長たる資格を失ふ事なし、蓋し羅馬に於ては、當時既に公法私法の區別明らか存し、家長權を以て純然たる私法上の制度となし、公法上に於ては、敢て家長家族の區別を認めず、家族と雖も官吏となり、又は兵役に従事し、時としては子は將帥となりて父の訴を聴き、時としては父は卒伍に在り、子は將帥となりて之を戰場に指揮する事あるが如き有

本邦に於ては家長権を公法上の制度とす

機なりしを以て、家長老衰し、又は疾病に罹るも、之が爲めに、毫も其職務上に差障を生ずることなかりしなり。然るに本邦は之に反し、從來家長権を公法上の制度となし、戸主は恰も國家の單位なる一家を統督する公吏の如き者にして、内にありては家族を管理し、外に對しては、法律上家族の行爲に付て責任を有し、租税を納め、兵役に従事し、其他一切の公務を負担せり。故に、戸主老衰し、又は疾病によりて、公務に従事する能はざるに至れば、直ちに隠居を爲すの必要ありたり。是れ本邦に於て、隠居の制の永く廢れざりし所以なり。殊に封建時代に至りては、武家の戸主は、皆な兵役に従事するの義務を有せしを以て、老衰又は疾病によりて、軍役に耐へざるに至れば、戸主たる義務を盡す能はざるを以て、倍々退

隠するの必要を來したり、武門執権の時に於て、隠居制の最も盛んに行はれたるは、蓋し是れが爲めなり。

### 第三編 隱居の名稱

本編に於ては、隱居の名稱の由來を論じ、隱居の字は、始め支那に於ては、野に隱避し、出で、い仕へざるの義に用ゐし、本邦の國史に於ては、往々致仕、退隱するを隱居すと云ひ、後に至りて、竟に制度の名稱となりし事を説かんとす。

#### 第一章 隱居の事實

印度に於て、家長期を了りたる者は山林に退隱し、獨乙に於て家長の職を辭したる者は、家長の座を退きて、猶の座を占め、又は別室に退居するを習慣となせしとは、既に第一編に於て之を詳述せり、本邦に於ても、古來貴紳の致仕する者多くは、市外の別墅に退棲し、中等以下の者と雖も、或は別に隱

隱居の事實

隱居の事實

頁九

三内口決

居所を設けて之に退住し、又は別室に籠居するを、通例とせり。斯の如く退隱籠居の事實ありしより、隱居の文字を以て此制度の稱呼となしたるもの、如し前に擧げたる三光院

一隱居事

上代之時者相搆山庄去塵境不預世間之事仍家督之人一切令支配者也、

信玄家法

とあり、又た信玄家法中にも、

一隱居之時不可假其子之力事、碧熾曰、柳標横擔不顧人直入千峯万峯去、又云犯是非來莫辨我、浮世穿鑿不相關、

とあるが如き、能く古代退隱の事實を述べたるものなり、又た我國史上、隱居者の里第に退きし事を記するもの甚だ多

續日本紀

し、今其一二例を擧ぐれば、

續日本紀卷二十五、御史大夫文室真人淨之致仕の詔報に、

一喜功遂身退能守善道、一憂氣衰力弱返就田家、

續日本後紀

續日本後紀卷十三に、

庚戌勅左丞相藤原緒嗣先朝之元勳而朕之舊德也、近功成名遂老歸於第、

同卷十七、參議藤原綱繼薨の條に、

致仕閑臥山井里第、

同卷十九、藤原嗣宗卒の條に、

拜越前守秩滿歸來、與伉儷相談云、我之仕進究盡於此、今則棲遲田舍耳、

文德實錄

文德實錄卷二に、

從四位下治部大輔與世朝臣書主中丞以年老身衰聊披山林之地常發觀念之業。

同卷八右大臣藤原良房の辭表中にも、

臣叨以非據久帶兩宦今屬老病何狎恒典當陣執退速觀朝章長歌已下遽歸里第是則微臣之自分也。

本朝文粹

本朝文粹卷一幽隱之部前中書王兼明の免裘賦の序に、余龜山之下聊卜幽居欲辭官休身終老於此選草堂之漸成爲執政者在彼陷矣云々。

同卷五中書王が中務卿を停られん事を請ふ表に、

臣昔列槐棘之時思辭爵辭官以無爲無事而送餘生故西山之下聊結草巷以爲退老之地。

斯の如く高位貴官の人致仕をなす時は多く村落の別墅に

高位の人致仕する時は里第に退隱す

退居せしと雖も卑位薄祿の者及び一般の平民に至ては固より別に隱居所を有する能はざるを以て出家入道をなし又は家政を嗣子に譲りたる後ち或は寺院に入るあり或は隱居所を設けずして其嗣子と同居する者ありて必ずしも一定の習俗あらざりしなるべし然れども亦た卑官の者に於て致仕の後ち其嗣子と住居を別にせし事あるは往々古書中に散見する所なり例へば、

續日本後紀

續日本後紀卷十八讃岐國三野郡の人丸部明麻呂の孝行を上申するの條に、

西成老致仕親母亦遷各別宅相去十里明麻呂朝夕往還定省年久云々。

とあるが如き是れなり右に擧げたる事實は獨り棄老俗と

退隱俗との關係を示すのみならず、又た隱居の名稱の起原をも示すものと云はざるを得ず。蓋し老衰疾病等によりて、家長公私の職務を辭したるもの、貴紳は里第山莊に退居し、常人は隱居所に籠居し、都て公けの交際を避け、社會の裡面に退きたるを以て、自然に隱居の名稱を生じたるものゝ如し。

### 第二章 隱居の名稱

隱居の名稱

重野博士は隱居の名稱の起原を説きて曰く、

隱居ノ字始テ吾妻鏡ニ見ユ、元暦元年五月、故志水冠者義高伴類等、令隱居。甲斐信濃等國、擬起謀叛之由云云トアレ。是ハ潜匿ノ義ト聞ユ、難太平記に我等了俊上意に叶て、故殿了俊國隱居のいとま申されて爲跡了俊續めしつかはれ

隱居の字は支那の古典及び本邦の古史に見ゆ

し也トアルソ、隱居家督ノ事ナリケリ\*

と、然れども隱居の字は已に屢々支那の古典中に用ゐられ、多くは隱逸し出で、仕へざるを云へり、又た我邦に於ては、隱居の語は、吾妻鑑の成るより四五百年以前より屢々國史上に現はれ、而して其意義の如きも、多くは致仕して山莊里第に退棲したる場合を指し、吾妻鏡に用ゐたる隱居の字よりは、却て現今の用例に近きが如し、想ふに、博士が隱居ノ字始テ吾妻鑑ニ見ユと云はれしは、隱居を武家の制度として論述し、武家名目鈔等に據りて、武家の記録中、第一に隱居の文字を載せたるものを挙げられたるならんか。

隱居の字論語に見ゆ

論語季子の篇に、  
隱居以求其志、行義以達其道

\* 東京學士會院雜誌第八卷之四

とあり、又た微子の籍にも、

謂虞仲夷逸、隱居、放言、身中清、廢中權、

朱晦菴の小學嘉言篇にも、

孝友先生朱仁軌、隱居、養親

とあるが如き、其他諸書に往々隱居の語を用ゐたるを見る、而して其意義を索むれば、多くは隱居の語を出仕の反對に用ゐ、出で、仕へざるを隱居と云ふが如し、彼の伊尹の有莘之野に耕し、太公の渭水之陽に釣するが如き即ち是れなり、  
「論語」に、

天下有道則見、無道則隱、

隱居通議

と云ひ、元の劉壘の「隱居通議」の序にも、

夫仕則見之實事、隱則付諸空言、隱不如仕也、中畧公之自視、

仍然隱居而已耳、

とあるが如き、皆な仕へずして野に隱るゝを謂ひしものゝ如し、本邦に於る隱居の名稱も、蓋し此用例に基きたるものなり、支那に於ては、總て出で、仕へざる場合を隱居すと謂ひたるが如しと雖も、本邦に於ては多くは致仕退隱するを隱居すと謂ひ、又た支那に於ては普通の熟語なりしも、本邦に於ては其意義確定し、竟に制度の名稱となるに至れり、我輩は次に本邦の正史に據り、隱居の語は已に古代より本邦に行はれたる例證を示さん、

續日本紀

「續日本紀」卷三十七、延暦二年の部に、右大臣藤原田麻呂薨去の事を記して、

天平十二年坐兄廣嗣事流於隱岐、十四年宥罪徵還、隱居、蜷



文德實錄

淵山中不預時事、致志釋典、脩行為務。  
〔文德實錄卷八に、

癸丑散位從五位上春枝王卒、中略、齊衡二年正月爲下總守、稱病篤、不之任、隱居養痾、有恩諸節、祿及位祿等准見任給。

續日本後紀

〔續日本後紀卷十四に、

壬寅越前守從四位下岑成王犯罪當官解任、岑成王初赴任之後乞暇入京、隱居不上云云。

類聚國史

寛平年間菅原道實公の選に成れる類聚國史中には、二夕所に於て、隱居の文字を用ひたるを見る、同書卷六十六、天長六年の部に、

十二月乙丑散位從四位上橘朝臣淨野卒、中略、天長三年從四位上、性質素少所欲、隱居交野、無意出仕。

又た嘉祥二年の部に、

二年二月辛卯散位從四位上藤原朝臣長岡卒、中略、秋七月任大和守、固辭不免、白頭莅職、十三年正月叙從四位上、秩滿、便隱居宇智郡山家、而終矣、時年六十四。

〔續日本後紀卷十九にも亦た同文の記事あり。

續日本後紀

右に擧げたる例に據れば、當時在官者の骸骨を乞ふて退隱するを隱居すと云ひ、又た後ちに至り、此勳詞を轉用して隱居せる人及び隱居する事實をも同じく、隱居と稱するに至りたるものゝ如し、〔續日本後紀卷九に、

辛未勅京中高年隱居、并飢病百姓等加賑恤。

是れに依りて觀れば、當時既に隱居の稱呼ありたるものゝ如し、然れども隱居の語は當時果して普通に行はれ居りし

武家名目抄

や否やは、固より此一記事に據りて濫りに推測するを得ず、  
塙保己一の「武家名目抄」に據れば、隱居の稱呼は足利氏の時  
代に於ては既に普通の慣用語となり居たるや、明らかし、今  
茲に同書隱居の部\*に引用せる諸書中、隱居の稱呼に關す  
る部分を摘載せん。

吾妻鏡云元暦元年五月一日戊子故志水冠者義高伴類等  
令隱居甲斐信濃等國擬起叛逆之由風聞之間遣軍兵可被  
加征罰之由有其沙汰云云。

難太平記云我等上意に叶て故殿隱居のいとま申されて  
爲跡續めしつかはれし也。

義光物語云丹野與惣右衛門と申隱居の老跡に金山の番  
所を預け置れける。

\* 武家名目抄稱呼之部六ノ下

島山記云東山慈照院殿公方初ハ御子ナシシテ今出川義  
視公ヲ猶子ニナサレ御代ヲユツラント定玉ヒ巳ニ御隱  
居ノ時分北山殿御臺所若君誕生アリケンハ實子ニ御代  
ヲツカセ申サレ爲ニ御臺山名金吾入道持豐ヲ頼ミ玉フ。  
江北記云左馬助殿御息無之一枝軒御息は今の長岡に御  
隱居ハ五郎殿その御息當五郎殿勝成にて御入ル。  
江濃記云齋藤ト土岐殿和談有リテ土岐殿大桑へ御飯座  
有リ道三ハ大桑へ御出仕シテ其後上洛有リ子息兩人公  
方へ御勤仕申タリ頼藝ハ隱居アリ子息次郎殿屋形ニナ  
リ給タリ。  
小田原衆所領役帳云得九拾貫文東津村内花木隱居  
中國治亂記云其コト安藝國佐東住人武田治部少輔ト同

國吉田住人毛利右馬頭ト中惡シクシテ常ニ合戦アリケルカ毛利ハ大功ノ兵ニテ數度打勝手柄比類ナカリケル尼子經久是ヲ感シ毛利ヲ賞翫シヨリケル其後經久隱居アリテ晴久家督ヲ繼玉ヒテ武田ヲヒイキアリケルハ毛利是ヲ恨ミ長門周防ノ大守大内ノ義隆ノ方ヘ屬シケル伊達日記云二本松境八丁目ニ私親實元隱居申サレ候云云。

久米田軍記云江州動永祿五年義賢隱居シテ子息右衛門督義彌家督ニ成云々。

增補家忠日記云遠州宇津山ノ砦ハ當時武田カ兵其邊ニ陣ノ通路ヲ絶大神君勇將ヲシテ此砦ヲ守ラシメント欲シ給フ諸將猶豫ス於後松平備後守清善家督ヲ嫡子清宗ニ

讓テ近來隱居スト云江請テ宇津山ノ砦ニ赴ク。

松原自休手録云信忠難捨思フ人嫡流ナレハ如何ト云モアリサスカニ兩ヤツ難分打過ケルニ信忠聞之棟梁者一兩人手討メ左アラハ可隱居次郎三郎清康弱年成トモ器量骨柄万人ニ勝メリトテ渡安祥云々。

信田双紙云浮嶋父子六人はありくはかりの出仕にてさながら御前につめされは御意の御意もうすくなるあふ何はに付てむかしより物うき事どもをしくしてころのどまる事もなし世の有さまを見るに付後の世あやうかりければなからへさらぬ物ゆへしやいつまでともひきり信田の河内にひきこもり隱居してこそめたりけれ。

蘆名家記云然ルニ盛氏天正七年ニ向羽黒ニ城ヲ築キ是  
 ノ處ニ隱居仕給ヒ入道シテ法名ヲ竹岩ト號ス。  
 當代記云慶長十三年十二月尾州清須故下野守自關東相  
 從衆外近年被相抱侍不限大小悉被扶持放各令他國亦于  
 今清須ニ隱居族モ有之。  
 又云慶長十九年二月二日此度相摸守自關東召連タル侍  
 トモ暇ヲ出シ昨日自京都東へ下ル躰甚哀也右ノ縁邊ノ  
 事古石川日向守被得御意シ事ハ必定也然共其時迄ハ安  
 藝守日向守不違御意其後安藝守被勘發大垣ヲ退江戸へ  
 隱居ノ間重而不言上事不謂ノ由蒙貴命。  
 嶋津家御成記云相國様御成寛永七同四月廿一日中御進  
 上物之事公方様御同前に御調候處に御隱居の御事に御

隱居の語用例の變遷

座候間萬事可相易由雖被仰遣云々。

以上列擧せる例證に依れば、隱居の語は、古來支那に於て、野  
 に隱逸し、出で、仕へざるの義に用ゐ、一旦出仕して後ち致  
 事退隱せるの場合のみに限らざりしものゝ如し、本邦に於  
 ても、續日本紀以下の國史上、往々隱居の語を用ゐ、而して其  
 用例些しく支那と異り、多くは仕を致して後ち山莊里第に  
 退居する場合を云ひ、其始めは一の働詞として之を使用せ  
 しも、其後ち之を名詞に轉用し、廣く退隱の事實及び退隱者  
 をも隱居と稱するに至りたるものゝ如し、續日本後紀に至  
 り、隱居の語を名詞に用ゐ、其後ち足利以來の記録には、隱居  
 の字を用ゆると甚だ多く、而して其用例も敢て現今に異る  
 となし、蓋し隱居の稱呼は、既に古代より存せしも、封建時代

に至り、隠居の制度の倍々盛んに行はるゝに及んで、竟に普通の慣用語となりたるものなり。

### 第四編 隠居の年齢

本編に於ては、本邦の隠居年齢の變遷に三期あるを論じ、第一期に於ては七十歳、第二期に於ては五十歳、第三期に於ては六十歳を以て隠居の適齡とすることを説かんとす。

#### 第一章 第一期の隠居年齢

本邦隠居の年齢は、古來三變せり、中古は年齢頗る高く、通常七十歳前後の極老にあらざれば、隠居を許さず、封建武斷の政治行はるゝに至りて、年齢漸く低く、通常五十歳以上を以て隠居適齡となせり、新民法の制定により、隠居の年齢再び高く、六十歳を以て適齡となすに至れり、爾ふ先づ其第一期に於て七十歳を適齡とせし例證を擧示し、次に其理由を説

隠居適齡三變

第一期

かん

續日本紀卷三十一に右大臣吉備眞備の辭表を載せたり其文中に

天平寶字八年眞備生年數滿七十其年正月進致事表於大宰府

又た同書に

大中臣朝臣清麻呂年及七十<sup>〇</sup>上表致仕

同卷四十に佐伯宿禰今毛入薨去の條に

年及七十<sup>〇</sup>上表乞骸骨

日本後紀

日本後紀卷十三皇太子傳大伴宿禰弟麻呂の辭表に

今年<sup>〇</sup>歲八十進退不便自悲老狠前却失據疾侵力衰素食費集

文德實錄

文德實錄に

同卷廿一宮内卿菅野眞道致仕の上表に  
臣聞晨行暮息身事之恒分壯仕老依禮制之通範所以崇名  
事主保身終命也中畧臣歷事三朝齒登七十<sup>〇</sup>病隨年積志與  
身衰中畧伏願歸骸藎里收迹蓬廬養疾以存餘生杜門而待  
終日

南淵永河年登七十<sup>〇</sup>致仕乞骸仁壽元年朝廷矜其國老遙任  
下野守

三代實錄

三代實錄卷四に

豐後國權掾正六位上越智宿禰廣歲乞骸骨曰廣歲齡及八十筋力衰耗空妨官職無益公家請罷官版鄉以待終許之  
同卷三十一大納言南淵年名の辭表中に

臣聞年滿致仕人臣之禮也。氣衰發病人生之命也。氣衰年滿臣既知之。臣八百戶之恩。死而不朽。臣七十之壽。生以幾時。伏願陛下賜臣放歸優臣告老。

同卷五十、中納言兼民部卿在原行平の辭表中に、

臣間年滿致仕人臣之定節也。中察今臣齡至七十。中察臣最霜雪。遂名遂之時。行身退之道。

同書、大納言藤原冬緒骸骨を乞ふの表中に、

臣以八十年之殘息。遇一千歲之維新。

本朝文粹

とあり、本朝文粹卷五に記せる清慎公の乞身表に、

漸迫七十之額齡。於是耄隨年加。心幾求退而忘進。

本朝文粹續編

「本朝文粹續編卷四に載せたる太政大臣の辭表中に、

七十之春秋。空餘老於先公九年。乃是隱遣之命也。

同卷五、内大臣師房の辭表にも、

臣師房言。老馬之疲。泰山也。祝禱之恩。難休。病鶴之戀。遼海也。乘軒之榮。何益。微禽猶然。况於人倫乎。中察仕五代之聖朝。佩

鵠卵。而十二年。已迫七十之額暮。

前に擧げたる貞永式目中、仁治年間の追加に、未だ老年に至

らざして出家遁世し、家督を子孫に譲るを禁ずるの條あり、

其法文によるも、當時既に老年に至らざして出家入道する

の弊ありたるもの、如し、其後ち弘安年間に至り、隱居年齡

を七十歳に定めたり、式目新編追加中、遺跡相論條、弘安七、廿

七、評は、

七拾已後、隱事不可有其難矣。

とあり、細川潤次郎君著、隱逸全傳卷上、大中臣淵魚の傳中に

式目新編追加

隱逸全傳

本朝歴史

自初就職恪勤二十八年、承和十年上疏致仕、盡謝交遊、商臥  
 家園、優遊待終、嘉祥三年三月卒、年七十七。  
 とあり、承和十年は嘉祥三年より七年前なるを以て、淵魚卒  
 するの時七十七歳なりとすれば、致仕の時は七十歳なりし  
 を知るに足るべし。  
 其他本邦中古の歴史、上退隱の年齢を記すもの十中の八九  
 は七十歳にして、其以下の年齢にして老を告げ職を辭する  
 の例極めて少し、偶ま之あるも篤疾の場合等に限るが如し、  
 林靖の本朝歴史源俊賢傳中に、  
 寛仁元年三月任權大納言、二年十二月上表辭退、時年五十  
 九歳、  
 とあり、其贊に

第一期の隱居適  
齡は七十歳なり

第一期の隱居適  
齡は支那の古禮  
に據る

曲禮

俊賢年未六旬而致仕、頗知止足者乎、  
 とあるを以て觀れば、當時六十歳以下の致仕退隱の異數な  
 りしを知るべきなり、故に我輩は第一期の隱居適齡は七十  
 歳なりと斷言せんとす。  
 抑も我邦に於て、中古七十歳を以て隱居適齡となせしは、支  
 那の古禮に據りたるもの、如し、是れ蓋し我邦中古百般の  
 文物制度は、其典型を支那に採りしもの多きに居るを以て、  
 隱居年齡の如きも、支那の古禮に倣ひ、竟に七十歳にして致  
 仕退隱するの慣例を生じたるものなるべし、曲禮に  
 七十曰老而傳、  
 大夫七十而致事、若不得謝則必賜之几杖、  
 七十有德、君不許致仕、

\* 第一編第四章參照



王制

とあり又九禮記王制にも、七十致政

尙書

とあり尙書に

伊尹既復政厥君告歸疏云告老致政事於君此臣下致仕之初也至周乃有大夫七十致仕之禮其事自伊尹始

紫芝園漫筆

凡士大夫年七十還其事而退謂之致仕致猶還也

事文類聚

事文類聚卷三十二に

田豫乞遜位曰年過七十而以位居譬猶鐘鳴漏盡而夜行不休罪人也遂稱疾

又九同書中張鑄希顔が其姪顯と共に致仕し同じく故郷に歸りし時杜祁公の贈れる詩にも

七十引年遵禮經 君家何事最爲榮

滑朝叔姪同辭祿 歸去田園盡列鄉

韓退之の送楊少尹序中にも

國子司業楊君巨源方以能詩訓後進一旦以年滿七十亦白

丞相去歸其鄉

右の例によれば中古本邦に於て七十歳を隱居の年齢となせしは偶然にあらずして其起源を周禮に發せしものたるや明けし

第二章 第二期の隱居年齡

封建時代武門の政權を執るに及んでは隱居の年齢大に低下し五十歳前後を以て普通の適齡とするに至れり蓋し中世に在ては致仕退隱の事多くは文官の間に行はれ文官は

第二期は五十歳を以て隱居年齢とす

武家の時代に至り隠居の年齢低下す

智識経験を主とし老練熟達を要するを以て、五十六十の高齡に達し、軀軀稍々衰ふるも敢て遽に其職に堪へざるに至らず、故に七十致仕の古禮に遵ふを得たるものゝ如し、之に反し、武官は主として軀軀の強健を要するものなるを以て、五六十歳に至り、膂力稍々衰ふるに及んでは其職に耐へざるや言を俟たず、故に封建時代に於て、武士は戸主として兵役に従事するの義務を有したる時にありては、年齢已に五六十歳に及べば直ちに退隱するの必要を生じたるものなり。  
武斷政治の時に於て、隠居年齢の低下するは自然の勢ひなり、上に述べたる如く、北條氏の時代に於ては、既に往々老年に至らずして隠居をなすの弊ありしものゝ如く、足利氏の

徳川氏の時代にありては通常五十歳以上を以て隠居年齢とす

維新後の隠居年齢

時に至りて、若年にして隠居する者さへあり、將軍義政の三十七歳にして東山に隠居せしが如きは、其最も著しきものなり、徳川氏の時にありて、幕府の老年隠居なるものは、五十歳以上なりしが、當時各藩法を異にし、或は五十歳を以て隠居年齢の最下限となせるあり、或は六十歳を以て適齡とするものあり、各地方によりて、其制一樣ならずと雖も、五十歳以上となすもの最も多きに居るが如し、中古の如く七十歳を以て隠居適齡となせん、の例は未だ聞くを得ず。  
明治維新の後に至りても、猶ほ華士族は五十歳を以て隠居の適齡となせり、明治元戊辰十一月二十八日、堂上諸侯中下大夫への御達の中に、  
父年五十歳ニ至り、嫡子年十七歳ニ及所勞等ニテ隠居之

儀願出候ハ、家督相續御評議可有之事。

明治三年庚午閏十一月十七日の布告中に、

一華族ノ輩年五十歳ヨリ隱居願ノ儀可爲勝手事

但癡疾及事故ニ罹リ候輩ハ此限ニ非ス。

又た同年同日の布告中に、

一士族ノ輩年五十歳ヨリ隱居願可爲勝手事

とあり、此等の布告は新たに隱居年齢を定めたるに非ずして、舊幕府時代に於て士族以上は通常五十歳を以て隱居年齢とせるの例に倣ひたるものなり。

本邦に於て隱居年齢の最下程度に達したるは、明治六年徵兵令發布の後にありとす、同法第三章常備兵免役概則第六條に於て、一家ノ長タル者を免役し、明治八年の改正徵兵令

徵兵令の發布に  
より隱居年齢最  
低度に達す

に於ても亦た、一家ノ主人タル者を免役者中に加へしを以て、無耻の徒は、此特例を利用して國民の義務を逃避するの具となし、己れ未だ老年に至らざるに、疾病を名として隱居をなし、徵兵適齡の親戚を相續人とし、又は他人を養子として戸主たらしめ、以て兵役を逃れしめたり、故に隱居年齢の低き養子の多き此時を以て第一とす、明治十二年の徵兵令は此惡弊を防遏せんが爲めに、第二十八條に於て戸主免役の規定を左の如く改正せり、

第一項 戸主

但(中略)年齢五十歳未滿ハ者隱居シ養子又ハ相續人ニシテ其跡ヲ繼ヤタル戸主ハ此限ニ非ズ

是れより後は、若隱居の弊漸く改まり、隱居年齢は再び舊に

平民は六十歳を以て隠居年齢とせらるゝの多し

復せしが如し。

平民間には隠居の習俗なき地方あり

「全國民事慣例類集」に依れば、駿河國志太郡益頭郡に於ては、戸主六十歳ニ至レハ別ニ届出ヲナサズトモ一戸人別帳ノ末ニ書改メ自然ニ隠居ノ姿トナルノ慣例あり、又た豊前國下毛郡にては六十歳以上ハ踏繪ノ式ヲ爲サ、ルヲ以テ役場ニテ隠居ト看做シ戸主ノ名ヲ書改ムルノ例ナリとあり、又た岩代國會津郡陸中國岩手郡陸奥國津輕郡羽後國秋田郡越後國刈羽郡豊後國大分郡等に於ては平民中には隠居の習俗なく、加賀國石川郡に於ては農民に隠居を許さず、土佐國吾川郡に於ては元家老と郷士の外は隠居相續を許さざりしと云ふ、是に依りて觀れば平民中には全く隠居の習俗なき地方あり、又た平民の隠居年齢は概して武士の隠

\* 第四編第一章參照

平民の隠居年齢の武士の隠居年齢より高かりし理由

本邦に於て隠居は主として武士の間に行はれ獨

居年齢よりは高く、即ち六十歳を以て通例とせしが如し、此の如く武士と平民との間に於て、隠居制の存否、隠居年齢の高低等の差別ありたるは、蓋し一は戸主として兵事上の公務を有し、一は之を有せざりしに由る。

前に述べたるが如く、獨乙國に於ては、方今隠居は専ら農民間のみ行はる、然るに本邦は之に反し、從來隠居は主として士族以上に行はれ、却て農民間に行はれず、彼此全く其状況を異にせるは亦た奇なりと謂ふべし、然れども是れ大に理由の存するものあり、夫れ本邦に於ては、一たび武家の政治となりてより、武士は戸主として兵馬の義務を有し、一朝事あれば、千軍万馬の間に馳騁するの重任を負担せしを以て、身軀少しく衰へ、精力漸く減ずるに至れば、自ら退隱して

乙國に於ては主として農民間に行はれたる理由

其職務を健壯の者に譲るの必要を生ぜり、之に反して農商民の戸主は、平素は只だ租税を納むるの義務を有する等にして、止り、武士の如く兵馬の義務を有せざりしを以て、其体力も亦た僅に自ら家政を執るを得れば足り、従て老衰疾病等によりて、直ちに隠居をなすの必要を生ぜざりしなり、是れ實に本邦に於て、隠居は主として武士の間に行はれ、且つ武士の隠居年齢は平民に比して低少なりし所以なり、然るに獨乙國に於ては、戸主たる資格と兵役の義務とは少しも關係を有せず、只だ中等以上の人民は、概ね智識上の業務に従事するを以て、老年の後ち、必ずしも退隱を爲すの必要なく、之に反して、農民は常に勞力を要する事業に従事するを以て、年老ひ、身軀衰ふるに及んでは、自ら隠居して、家政を相續人

第三期は六十歳を以て隠居年齢とす

新民法の規定

に譲るの必要を生ず、是れ獨乙國に於て、農民の隠居年齢を六十歳となし、\*其年齢に達すれば退隱を爲すの風習を生ぜし所以なり。

第三章 第二期の隠居年齢

我新民法は、老衰を以て隠居の主因とし、疾病を以て隠居の副因とせり、民法財産取得編第三百六條に曰く、

隠居ヲ爲スニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 満六十一年以上ナルコト

第二 任意ニ出タルコト

第三 成年ニシテ且實際家政ヲ執ルノ能力ナル家督

相續人カ單純ノ受諾ヲ爲シタルコト

第四 配偶者ノ承諾シタルコト

\* Runde—Rechtslehre von der Leibzucht. II s. 6. Sachs. Landrecht. art. 42.

老衰を隱居の主  
因とし疾病を副  
因とす

第三百七條に曰く、

隱居者ヲ重病其他ノ原因ノ爲メ實際家政ヲ執ル能ハサルトキ又ハ分家ノ戸主カ本家ヲ繼承スルノ必要アルトキハ本人ノ申立ニ因リ區裁判所ハ年齡ハ條件ヲ宥恕スルコトヲ得

我民法は、第三百六條に於て、隱居の要件に關する常則を掲げ、第三百七條に於て、年齡に關する變例を示せしものなり。故に本則に依れば、滿六十年を以て隱居の適齡とすれども、若し疾病其他の原因の爲め、實際家政を執る能はざるとき、又は本家を繼承するの必要あるときは、六十年に滿たざるも、區裁判所の認許を経て隱居を爲す事を得るものとせり。斯の如く、新民法に於て、隱居適齡を六十歳と定めたるは、蓋

隱居制の利害

し從來主として平民間に行はれたる慣例に基けるものなり。

抑も民法に於て、隱居の制度を認めたるは、主として本邦の慣習に準據せしものなり。本邦に於ては、方今家族制度尙ほ一般に行はれ、個人的の生活未だ充分の發達をなさず、人民は家族を爲して生活し、戸主は其家族を養護教育し、且つ一切の家政を司る等、其責任頗る重く、到底老衰廢疾者等の能く堪ふる所にあらず、是れ新法に於て、隱居を維持するの止むを得ざる所以なり。然れども、一方より見れば、隱居の制たる其弊害亦た甚だ鮮からず、隱居の風習普く行はるゝ時は、人民四五十歳の年齡に達すれば、既に早く人生の常務を辭し、退隱閑居して餘生を逸樂に過さんと欲し、随つて遊惰無

隱居の弊害を防止すべし民法の規定

年齡

任意

家督相續人の受贈

生産的の人民を増し、大にしては、國民の元氣を消耗し、社會の生産力を減殺し、小にしては、戸主隱居して負債の義務を無能力の相續人に轉り、以て間接に其債權者を詐害するが如き、隱居の制を利用して、詐偽遺産に類する所業をなす者あるに至る、故に我民法は、是等の弊害を防ぐが爲めに、本邦人民の老衰して事に耐へざるの平均年齢を考査し、從來の習慣に依りて、隱居適齡を六十歳と定め、且つ其隱居に付て、利害關係人に故障の申立を爲すを許すこととせり、\* 又た從來押込、隱居、杯と稱し、親族等の協議により、他より強て隱居せしむるが如き、惡弊を禁遏せんが爲め、特に明文を以て隱居の任意に出るを要することを定めたり。

\* 民法財産取得編第三百八條第三百九條

配偶者の承諾

ヲ執ルノ能力アル家督相續人カ單純ノ受贈ヲ爲シタルコトを要する所以のものは、蓋し一方に於ては、戸主を辭する隱居者あり、一方に於ては、實際其家政を繼ぐに耐ふべき相續人なき時は、爲めに其家産を破り、又は債權者を詐害する等の弊あるを以てなり。 又た第四の條件として、配偶者ハ承諾を要するものとせるは、全く新設の條規にして、從來斯の如き慣例ありしを聞かず、蓋し新法に於て此規則を設けし理由は、隱居は人の身分に大なる變動を生じ、財産に關しても、殆んど死亡と其効果を等ぶするものなれば、通常其身分を同ふし、時としては財産を共通する配偶者に對して、大なる利害の關係を有するや論を竣たず、故に豫め其承諾を要するものとせるなるべ

し。

隱居の効果

### 第五編

### 隱居の效果

本編に於ては隱居の効果を論じて之を身分上の効果及び財産上の効果の二部に分ち、隱居は家族制時代に於ては身分相續の効果を生じ、個人制時代に於ては財産相續の効果を生ずるに至る事を説き、傍ら、隱居料等の事に論及せんとす。

### 第一章 身分上の効果

ベンサム氏 (Jeremy Bentham) 嘗て権利移動の原因となるべき事實を總稱して助權事實 (Dispositive facts) と名け、更に之を大別して得權事實 (Investitive facts) 及び喪權事實 (Divestive facts) の二種となせり、而して助權事實の最も大なるものは人生の兩端にありとす、何となれば得權事實は出生よ



隠居は生前に於ける喪權事實の最も大なるものなり

第一、隠居は家督相續の原因なり

家督相續は死亡又は隠居に因る

り大なるものなく、喪權事實は死亡より大なるものなければなり、隠居は出生と死亡との中間に位して、身分上及び財産上の包括權利 (Universitas juris) を移轉するものなるを以て、生前に於ける動權事實の最も大なるものと謂ふべし、今隠居身分上の効果を論ずるに當り、便宜上左の數項に分ちて之を論究せんとす。

第一、隠居は家督相續の原因なり。

古來本邦に於て行はれたる隠居は、其入道隠居たるも、罪科隠居たるも、政略隠居たるも、老衰隠居、疾病隠居たるもを問はず、概して家督相續の原因に非るはなし、民法財産取得篇第二百八十七條にも、

家督相續トハ、戸主ノ死亡又ハ、隠居ニ因ル相續ヲ謂フ

とあり、蓋し我邦現今の社會は、家族制漸く衰へ、個人制將に之に代らんとするの狀態ありと雖も、尙ほ未だ全く家族制の頽廢を見るに至らざるを以て、民法は家族制個人制の兩主義を併用し、相續を分ちて、家督相續及び遺産相續の二種と爲し、戸主の死亡又は隠居に因るものを家督相續と名け、家族の死亡に因るものを遺産相續と稱せり、故に隠居とは、生前に於て、戸主たる身分を辭して、之を其家督相續人に承繼せしむるの謂なりとす。

抑も家族制の嚴正に行はるゝ時代にありては、一家は一國の單位をなすを以て、一家は恰も一個の法人の如く、戸主は猶ほ其管理者に均し、故に其戸主たる者は、外に對しては一家を代表し、内に向ひては、其家族を支配する行政官の如き

一家は法人に均し

戸主は法人の代表者の如し

隠居名

公儀名  
家名  
通り名

者なり、而して一家の戸主の通稱は恰も其法人代表者の職名の如く、其當主の一身に專屬する名稱にあらず、祖先源兵衛と稱すれば、子孫相繼ぎて其通稱を襲ひ、家督相續を爲すと共に、其幼名を改めて源兵衛と稱し、先代の戸主も亦た隠居を爲すと同時に、其通稱を改めて、常久幽齋等の如き隠居名を稱するを慣例とせり、或は剃髪して禪號を稱する者亦た鮮からず、斯の如く戸主の通稱は、祖先以來數代相繼ぎて戸主の公稱なるを以て、或は之を公儀名<sup>+</sup>と唱へ、或は家名<sup>+</sup>通り名<sup>+</sup>など稱せり。

戸主が隠居を爲すと同時に其通稱を改むるは、本邦に於て往時殆んど一般の慣例なりしが如し、然れども、全國民事慣例類集に據れば、西海道諸國中、間々其除外例あるを視る、例

\* Maine—Ancient Law.  
+ 全國民事慣例類集。

隠居改名に關る  
特例

第二、隠居は家長權の喪失事實なり

へば豊前國下毛郡にては、新戸主ナル者父生前ハ其家ノ通稱ニ改メザル例ナリとあり、又大隅國贈嶽郡にては、相繼人ハ終身其名ヲ稱シテ父祖ノ名ニ改ムル者稀ナリとあるが如き是れなり、而して此の如き慣習は、隠居改名に關する僅少の特例と稱すべきのみ。

第二、隠居は家長權の喪失事實なり。

隠居は既に家督相續の原因なりとせば、隠居者の家長權を喪失する固より明白なるの理にして、茲に復た之を敷衍するを須ひず、本邦に於て、土佐國其他前に擧げたる隠居の習俗なき地方にては、固より戸主は終身の資格と看るを得べきを以て、生前に於て家長權喪失の原因となるべき事實は、僅かに失踪刑罰等の一二あるのみ、然れども一般に云ふ時

第三、隠居は家族たる身分の取得事實なり

は、隠居は生前に家長権を喪失する事實の最も顯著なるものなり。  
第三、隠居は家族たる身分の取得事實なり。  
獨乙國の農民隠居を爲す時は、家長の居坐を相続人に譲り、已れば退ひて暖室爐邊、猫の坐と稱する坐を占むるの習俗あるは、既に第一編に述べたる所なり、抑も戸主は入道隠居及び刑罰隠居の場合を除くの外は、隠居に因りて家長権を喪失し、之と同時に更に家族たる身分を獲得するものとする、而して其位地たるや、殆んど他の部屋住の家族と異るとなし、民法人事編第二百四十三條にも、

家族の定義

戸主トハ一家ノ長ヲ謂ヒ、家族トハ戸主ノ配偶者及ヒ其家ニ在ル親族姻族ヲ謂フ、

戸籍法

新民法上別居の隠居者の位地に關する疑義

とあり、故に隠居者にして、戸主の家に在るときは、其家族たるは、固より論を俟たず、唯だ隠居者は隠居所に別居し、戸主の現に居住する家に在らざると、往々にして之あり、故に、其家ニ在ル云々の法文は、別居の隠居者に關して、或は疑義を生ずるの懼れなしとせず、明治四年四月四日布告の戸籍法の書式中にも、父隠居シテ別居スルノ例と、父隠居シテ家ニ在ルノ例とを區別して之を記し、家ニ在ルノ例には、戸主と同居する時の書式を示せり、故に戸籍法の法文に依りて民法の意義を推す時は、別居の隠居者は、勿論家族にあらざるが如しと雖も、又た通常の法理上より民法を解釋すれば、隠居者は其相續人と同居すると否とに係らず、之を家族なりとすべきが如し、故に、民法に於て、別居の隠居者は、之を戸主

と謂ふべきか、或は其家督相續人たる戸主の家族と稱すべきか、將た戸主にもあらず、家族にもあらず、一種特別の身分を有する人と爲すべきか、民法人事編第二百四十三條中「其家ニ在ル」の數語は、我輩をして解釋の岐路に迷はしむるを如何せん。

第四、隱居者は死亡者と同一とす

第四、隱居は死亡と同じからず。我民法を註釋する者往々法律は隱居者を死亡者と同視すること、を説けり、蓋し此論法は、往時歐洲に行はれたる准死の擬制より援引し來りたるものなるべし、然れども隱居は固と家長權相續の原因なるを以て、家長たる資格は之を喪失するも、之が爲めに、准死者の如く、全く人格をも失ふものとなすべからず、故に家長たる資格に關せずして享有する

隱居と准死との比較

權利は隱居に因りて之を喪はざるを、通則とす、此を以て通常の隱居の場合に於ては、隱居者は生命權、身體權、榮譽權、自由權等、當時の法律に依りて、家族が享くる所のものは、皆之を有せざるはなし、但し刑罰隱居の場合に於ては、生命身體の權は、隱居に因りて異動を生ぜざるを、通則とすれども、間々自由權、榮譽權を失ふとあり、徳川時代の「整居隱居」若くは「慎隱居」の如き、即ち是れなり。隱居は生前相續の原因となるの一點に於ては、略ぼ准死と其効力を同ふす、然れども、准死は死亡の擬制により、現存せざる事實を法律上現存せる者と假認し、之に反して、隱居は退隱の事實を有の儘に公認せる者なるを以て、其効果に至りては、二者の間に差異ある論を俟たず、今其要を擧ぐれば、

婚姻の能力  
 婚姻の解除  
 相続の資格  
 所有権  
 遺贈

(一) 准死者は、素と死亡者と同視するものなるを以て、結婚を爲すことを得ず、何となれば死亡者の結婚を爲すべき道理なければなり、之に反して隠居者は、結婚の能力を失はず。

(二) 婚姻は死亡に因りて解除するものなるを以て、准死ハ當然婚姻を解除す、然れども隠居は婚姻を解除せず。

(三) 准死者は再相続を爲し、又は他人の相続人と爲る能はず、然れども隠居者は再相続を爲すの資格を失はず。

(四) 准死者は、准死の宣告に因りて所有権を失ふものなり、然れども隠居者は、隠居料の如き特別の財産を有するを得るものとす。

(五) 准死者は、准死後に獲得せる資産を、自然の死亡に因り

\* Bressoles-De la dissolution du mariage par la mort civile.

契約遺言

て相續人に傳ふる能はず、然れども隠居者には斯の如き不能力あるとなし。

(六) 准死者は、契約又は遺言を爲し、及び遺贈等に依りて財産を授受する能はず、只だ自己の生命を保続するに必須なる物を受くるの資格あるのみ、隠居者は身家族の位地に在るを以て、家族制盛んなる時に於ては、契約贈與等に関し、自己の特有に屬する物を除くの外は、通常無能力者とせり、此點に於ては二者略ぼ其結果を同ふすれども、其原因に至りては互に相異り、准死者は擬制に因り死亡者と同一視せらるゝを以て、契約又は授受等をなす能はざるものにして、隠居者は從屬者の位地にあるを以て、自ら契約を結び、及び財産を處分する能

力なきのみ、故に後ちに至り、家族制の衰頽し、隠居者は從屬的の位地を脱するに從ひ、漸く財産處分の能力を得るに至れり。

第五、隠居に因りて移動すべき權利義務

第五、隠居に因りて移動すべき權利義務。

隠居の効力は、隠居届出以前に於て、隠居者が保有せし一切の權利義務を家督相續人に移すにあり、民法財産取得篇第三百十一條に、

隠居家督相續ハ届出前ノ利害關係人ニ對シテハ第三百八條ニ定メタル期間満限ノ日ヨリ又故障アリタルトキハ其故障ノ棄却確定シタル日ヨリ死亡ニ因ル相續ト同一ノ効力ヲ生ス但隠居者ノ終身ヲ限度トスル權利及ヒ義務ヲ消滅セシメス

民法第三百一條の批評

とあるを以て、隠居者の終身を限度とする權利義務例へば終身年金を受るの權利、生命保険料支拂の義務の如き、終身繼續すべき權利義務を除くの外は、總て死亡に因ると同一の効力を生ずるものとなせるや疑ふべきに非ず、然れども我輩を以て之を觀れば、此例外は甚だ狹隘に失するの嫌ひありと謂はざるを得ず、蓋し隠居に因りて家督相續人に移るべき權利義務は、隠居者が届出以前に於て、戸主として有せる權利の包括にして、特に其隠居者の一身に專屬せる權利は、隠居の爲めに移動すべきものに非ず、例へば教師が年限を定めて學術を教授するの契約を爲し、技師が家屋を建築すべき契約を爲し、畫工が畫幅を作るべき契約を爲したるが如きは、皆な一身の學藝技能に屬するものなるを以

一身に専屬する  
權利義務は隱居  
の爲めに消滅せ  
ず

て、固より家督相續人の繼承し得べきものに非ず、又た假令  
へ終身を限度とせざるも、隱居に因りて消滅するものに非  
ざるなり、然るに第三百十一條の法文は、隱居に因り消滅せ  
ざる權利義務を、單に終身を限度とするものに限りたるを  
以て、嚴正に此法文を解釋する時は、隱居者一身に専屬する  
權利義務と雖も、終身を限度とせざるものは、此除外例中に  
包含せられざるものと謂はざるを得ず、抑も隱居者の終身  
を限度とする權利義務は、特に一身に専屬する權利の一部  
たるに過ぎざるのみ、故に「終身ヲ限度トスル」云々なる法文  
を改めて、之に代ふるに「特ニ一身ニ専屬スル權利義務ハ隱  
居ハ爲メニ消滅セズ」の文字を以てすれば、稍々穩當なるに  
近からんか。

第六、隱居者は  
戸主を廢するの  
權なし

第六、隱居者は戸主を廢するの權なし。

嚴正の法理上より論ずれば、戸主は一旦隱居すれば、家長た  
る位地を喪ひ、新たに家族たる身分を獲得して、自ら戸主の  
支配を受くるものなるを以て、隱居者は、假令へ尊屬親たり  
と雖も、其戸主の廢立を擅にすべき權力を有する筈ある事  
なし、明治五年六月十二日京都府の伺に、

士族ノ向、他ヨリ養子ニ來リ、其家ノ當主トナリ、其養父隱  
居ナレドモ、未ダ晩年ニモ無之中略其當主實家へ引取右隱  
居中略其家相續スル儀不苦哉云々、

とあるに對し、戸主離縁ハ不相成、尤難差置事故有之節、其  
情實ヲ具狀シ可伺出事との指令あり、又た明治六年五月十  
七日東京府の伺に、

養子ノ當主懶惰放蕩ニテ養父母ヨリ離別願出ルハ實家承引不致テハ難聞届ナレバ當主不埒ニテ離縁ノ節實家別離ヲ拒ムルハ斷然申付不苦哉、  
 之あるに對し、双方裁判所ハ處分ヲ可受條理ニ付其府限離縁申付候儀ハ不相成事とあり、故に明治五年六月の指令に依れば隱居は養子の戸主を廢すると能はずとし、明治六年五月の指令に依れば、隱居は養戸主の離縁を斷出るとを得るものとし、又た伺の文面に依るも、實家に於て承諾すれば差支なきが如し、同年六月七日白川縣の伺に、  
 士族ノ家、養子當主トナル後、事故アリ養母ヨリ離縁シ不苦哉、  
 之あるに對し、伺之通との指令あり、若し養母にして養戸主

を離縁するを得るものとすれば、隱居の養父も亦た之を離縁し得べきは論を俟たず、同年七月十七日廣島縣の伺に對する指令は、明らかに此權を確認せり、其伺に、  
 養子ノ戸主ヲ養父存生中離縁シ、更ニ養子致シ不苦哉、  
 之あるに對し、伺之通と指令せり、又た明治六年八月十七日福島縣の伺に、  
 當主隱居シ、養子ヲ以テ家督シ、其者養父ハ心底ニ應セズ、離別シ、再相續不苦哉、  
 之あるに對し、伺之趣ハ雙方熟談ハ上願出候ハ、聞届不苦候事との指令あり、故に隱居者は、獨り再相續を爲すの資格あるのみならず、身家族の位地にありながら、戸主を廢立するの權あるもの、如し、蓋し隱居者に斯の如き重大なる權



新民法の規定

隠居は任意に出づるを要す

力を與ふる所以は、元と尊屬親を重んずるの風より生じ終に父老が子弟に對して實際に有せる權力を法律の公認せらるに至りしものなるべし、我邦に於ては、孝謙天皇が淳仁天皇を廢して、躬親ら復祚し給ひ、又た院政の時、上皇の意に由り禪位せしめ給ひしを始めとし、隠居したる先主の意を以て當主を廢するは、古來普通の慣例と稱するを得べし、然れども新民法に於ては、財産取得編第三百六條に於て、戸主が隠居を爲すは、任意に出るを要するものとなし、又た人事編第四百四十五條に於て、養子は家督相續後に離縁するを禁ずるが故に、民法は全く舊來の慣例を一變したるものにして、其實施の時に至れば、隠居者が卑屬親の戸主を廢するの權は消滅すべきなり。

第七、隠居者は再相續の權能あり

再相續に関する法令

第七、隠居者は再相續の權能あり

我邦に於ては、古來祖先の祭祀を重んじ、又た家名の斷絶を嫌ひたるにより、一家に適當の相續人なき時は、隠居者は再び相續を爲すを許せしもの如し、而して其再相續を爲すは、通常戸主死亡して、他に適當の相續人なき時、又は疾病過失の故を以て、當主を退隱せしめたる時、又は養子の戸主を離別したる時に在りとす、我邦に於て、皇極天皇、孝謙天皇の重祚し給ひしを始めとし、古來人臣中にも、隠居者の再相續を爲せるの例尠からず、就中維新以後に於て、其例最も多しとす、明治六年に至り、法律を以て、此習俗を公認せり、同年第二十八號の達に

當主隠居致シ、實子又ハ養子家督相續致シ、候上、其相續人

再相續人

民法は隱居者の再相續を認む

多病或ハ不埒ノ儀有之カ、又ハ病死致シ、最前ハ隱居壯健ニテ再相續願出候節ハ、聞届不苦事、但再相續人ト稱スヘキ事、

民法財産取得編第三百一條、第三百二條は法定又は指定の家督相續人なきとき、父母又は親族會は、死亡者の兄弟姉妹及び其卑屬親中より家督相續人を選定するものなりと規定し、第三百三條に於て、

第三百一條ノ規定ニ從ヒ選定ス可キ家督相續人アツサルトキ、又ハ皆抛棄シタルトキハ、其家ニ在ル尊屬親中親等ノ最モ近キ者任意ニ家督相續ヲ爲スヲ得とあり、然らば民法に於ては、隱居者が再相續を爲すを禁ずるの條規なく、又た慣習法上より之を視るも、共に隱居者再

第八、隱居者は他家相續の権能あり

相續の權を認むるものなるを以て、第三百三條中の「家ニ在ル尊屬親」とは既に隱居したる父母等をも含むものと解釋するを得べし、故に民法に於ても隱居者は再相續の権能ありと謂はざる可からず、

第八、隱居者は他家相續の権能あり。

隱居者は自家の再相續を爲すを得るのみならず、隱居の後ち他家を相續し、又は他家の養子となるを得べし、明治六年六月七日白川縣の伺に、

隱居ノモノ無據事情有之他家相續ノ儀聞届不苦哉とあるに對し、伺之通との指令あり、同六年第二十八號の達中に、

當主壯年ナレモ、疾病其外無據事故有之、養子致シ候處、前

當主疾病平癒又ハ事故相解候節再家督致シ右養子ハ實家へ立戻リ候歟又ハ當主他へ縁付候共双方熟議ノ上願出候ハ、聞届不苦事。

とあり故に養子主は甲家に於て隠居を爲して乙家を相続し、又は其實家に復籍するを得、明治六年六月二日岡山縣の伺に、

士族當主壯年ナレハ疾病又ハ事故アリ養子ヲ以テ相續爲致候上、前戸主素ト養子ニテ實家へ引取等、双方熟議ノ上願出レバ戸長手元ニテ聞届、歸籍ノ上病愈事解候得ハ他家相續等差許不苦哉。

明治六年六月十四日廣島縣の伺に、

當主義子又其父モ養子ナルニ其父隠居止ヲ得サル事情

實家復籍

第九、隠居者は結婚の能力を失はず

ニテ實家へ引取方ヲ好ミ、父兄モ同意當主ニ於テハ乍不本意養父ノ意ニ任セ、双方熟談願出レバ差許スヘシヤ。又ハ明治七年六月廿二日岡山縣の伺に、當主義子ニテ病氣ニヨリ隠居シ實家へ引取度段、双方熟議ノ上ハ不苦哉。

とあるに對し皆な伺之通と指令せり。

第九、隠居者は結婚の能力を失はず。

隠居者結婚の能力に關しては、我邦の隠居と印度の隠居及び泰西諸國の准死とは、大に其趣を殊にせり。印度の隠居は結婚期即ち家長期を経過したる後ちにあるを以て、法律上當然結婚するを得ざるものとす。又ハ泰西諸國の准死は、死亡者に准ざるものなるを以て、獨り結婚を爲す能はざるの

印度の隠居歐洲の准死及び本邦の隠居の比較

みならず、其婚姻をも解除するの效果ありたりき。或は佛國の學者中には、准死は婚姻の關係を解除せず、只だ婚姻の效果のみを消滅せしむるものなりと説く者あり、一時ツィリエル(Toulier)其他有名なる法律家間の争題となりしかども、竟に准死は全く婚姻の關係を解除する者なりとの説採用せられ、大赦等により、再び民權を回復するとあるも、之が爲めに婚姻の關係は當然舊に復することなく、其配偶者は新たに婚姻を爲すの必要ありとするに至れり。<sup>+</sup>抑も往古祭祀相續の時代に於ては、婚姻は祖先の祭祀を繼續すべき血統の子孫を擧げんが爲めに出で、其後ち家族制盛んに行はるゝに至りては、家督相續者を得んが爲めに結婚せしものなるを以て、法律に於て隠居者の結婚を要する

\* Demolombe I. 206

+ Bressoles—De la dissolution du mariage par la mort civile.

理由あるとなし、然れども老衰隠居の外、政略隠居、過失隠居、疾病隠居等、隠居の制に數多の種類を生ずるに至り、隠居者にして尙ほ結婚年齢中にあるもの多く、従つて隠居の後ち結婚を爲すと勘みならず、又た老年の後ち隠居したる者と雖も、俗に所謂茶呑み友達など、稱し、隠居後に於て妻を迎ふるの事あるは人の普く知る所なり。

我邦の法律に於ては、隠居後の結婚を禁じたることなく、入道隠居及び刑罰隠居の場合を除くの外は、隠居に因りて結婚の能力を失ふことなく、又た婚姻の關係を解除せざりしもの如し、故に隠居後に子を擧ると亦た勘みならず、然れども、家族制時代の法律は、主として家長と家族との關係を公認し、血族親の關係を認むると却て輕きを以て、隠居者の擧げ

隠居後の男子

たる子は、戸籍上其隠居者の子たることを公認せずして、之を其戸主の親戚となせり例へば、的例問答第二に、

隠居後男子出生御届の事

寛政九己年壬七月十九日、御小納戸松平吉之丞、養父隠居致候後男子出生候處、虚弱に付其節御届不申上候得共、隠居後故別段御届に不及、直に吉之丞親類書に養方弟と認入候ても不苦哉之段、頭取夏目藤十郎より問合有之候處、女子は届に不及候得共、男子之儀故、丈夫届被致候上親類共に被認入可然旨、御目付能登守被申聞ひよし、

とあるが如し、故に若し隠居者の嫡子、相續を爲し、其後ち隠居者子を擧ぐる時は、其子は戸主より届出て、戸籍上に於ては、其戸主某の弟若くは妹と記すを以て通則となせしが如

第十、隠居と公權公務との關係

第十、隠居と公權公務との關係

し。  
家族制時代にありては、戸主は純然たる公法上の資格にして、戸主にからざれば、公權を有し、公務を負ふ事なきを通則とせり、故に隠居は即ち退職にして、公權を喪失し、公務を免除するの原因たり、從來戸主の有せる官職及び兵役、賦役等は悉く隠居に因りて解除せられ、官職等にして世襲のものは家督相續人之を繼襲し、位階尊稱等にして特に一身に専屬するもののみ之を保有するを得たり、蓋し隠居は素と公務に従事する能はざるが爲めに、家長の職を辭するものなるを以て、一旦隠居したる後は、再び公務に従事するとなきを通規とす、然れども政署隠居及び疾病隠居等の場合に於

隠居は公權公務を解除す

在官の儘にて隱居する事を許す

ては、隱居の後ち、或は再び直接間接に公務に従事するとあり、天皇御禰位の後ち、院政を行はせらるゝの例を始めとし、細川頼之が退隱後、再び南海を總管したる如き是れなり、又た徳川幕府の時代に於ても、隱居後再び召出され、別に俸祿の給を受けて勤仕せし者頗る多し、維新以後に於ても、松平慶永の大學別當に任ぜられ、伊達宗城の外國館知事大藏卿、修史局總裁等に歴任せられたるが如き、其最も著しき例なり、其後ち在官の儘にて隱居を爲すを許すに至れり、例へば明治六年に陸軍大佐福原實氏が公務の都合により、家事に與る能はざるの理由を以て戸主を辭せしが如き、\* 又た明治七年四月廿五日濱田縣の伺に、

甲ノ縣ニ奉職ノ者乙ノ縣貫屬士族ニテ其家名ハ本人ニ

\* 明治六年五月廿日山口縣伺

アレトモ家事ニ關スルヲ不得候依テ嫡子又ハ親族へ家督爲致度願ノ者聞届不苦哉

とあるに對し、伺之通との指令ありたるが如き皆な其適例と謂ふべし、前にも説ける如く、隱居後召出されて公務に就きし者は、幕府の末年に於て頗る多かりしが、維新の後ちに至り、門閥に依りて官職を世襲するの弊を革め、大に天下の人材を登庸せしかば、假令へ戸主にあらざる者と雖も、苟も其材の用ゆべき者は、皆な之を擢んで登庸したるに因り、始めて家長の職と公務と分離するの端緒を啓き、後に至りては、隱居にして公務に従事せる者倍々多きを加へ、竟に在官の儘にて隱居を爲すを許すに至れり、是に於て隱居は、公權公務の得喪に關せず、只だ戸主たる資格を喪失するに

第十一、隠居の効力を生ずる時期

往時は隠居願の許可により、現今は隠居の届出による

止まるに至れり。

第十一、隠居の効力を生ずる時期。

現今の制に據れば、隠居は届出を以て其効を生ずるもの、す、然れども、戸主は公法上の資格にして、公務の之に附随せる時代にありては、通常、隠居請願の許可に因りて、其効を生ずるもの、とせり、華族の如きは、現今にありても、戸主たる者は、爵及び世襲財産を相續し、其他公法上特別の資格を享有する者なるを以て、隠居家督相續は、之を出願して、其許可を受くるに非ざれば、効を生ぜざるもの、如し、之を要するに、戸主を以て公法上の制とし、戸主の資格と公務との關係あるときは、隠居願の許可に因りて、隠居の効を生じ、戸主の資格と公務との關係なきときは、隠居届を以て、隠居の効を生

民法の規定に関する批評

すべきものとす。

民法財産取得編第三百十一條に、隠居家督相續は、隠居に對する故障申立の期間満限、又は其故障の棄却確定したる日より、届出前の利害關係人に對しては、死亡に因る相續と同一の効力を生ずるとせり、此法文は、或は法理學者の批難を受くるとなきを保す可らず、何となれば、若し其故障の申立にして採容せらるゝときは、其届出は初めより無効に屬するは論を俟たずと雖も、若し第三百八條に規定せる故障申立の期限六十日を経過し、又は故障の申立ありたるも、棄却せられたるときは、隠居届は當初より有効なりし者にして、敢て期間の満限、又は故障棄却の宣告に因りて、隠居の効力を生ずる者に非ざればなり、若し強ひて、隠居は故障期限の經

\* 民法財産取得編第三百十條

過又は故障申立の棄却に因りて効を生ずる者なりといは  
 い、婚姻も亦た無効訴訟を起し得べき期限の経過若くは無  
 効又は不成立訴訟上の棄却によりて効を生ずるものなり  
 と謂はざるを得ず、然れども人事編第六十七條に依れば、婚  
 姻は儀式を行ひたる日より法律上夫婦たるの關係を生ず  
 るものたるや論を俟たず、故に隠居の場合に於て、故障申立  
 期限の経過、又は故障申立の棄却は、隠居家督相続開始の原  
 因にあらず、然るに第三百十一條は、期間満限、又は故障の棄  
 却を、恰も隠居の前置條件の如く看做したるが爲めに、隠居  
 の届出は、隠居の効を生ずるの時期を示さざるに至れり。  
 或は曰く、第三百十一條の規定は、變例を示せしものにして、  
 隠居は固より届出に依りて其効を生じ、届出の當日より届

出人は隠居者となり、其家督相続人は戸主となるものなれ  
 ども、只だ届出前の利害關係人に對してのみ、期間満限又は  
 故障の棄却の時より、死亡に因ると同一の効力を生ずるも  
 のたるを示せしものなりと、然れども、若し同條を以て一の  
 變則なりとせんか、此變則は其合包する所頗る廣漠にして、  
 本則は却て甚だ狹隘に失し、單に名義のみに止るものと謂  
 はざるを得ず、今ま夫れ本則に據れば、隠居は届出に因りて  
 効力を生じ、前戸主は隠居者となり、家督相続人は之に代は  
 りて戸主となり、戸籍上に於ては、届出の日より新戸主相続  
 を爲すものとすれども、是れ只だ當事者二人間の關係に止  
 まり、而も假りに戸籍面を變ずるのみ、何となれば、若し其故  
 障にして成立つ時は、當事者間に於ても、其届出は無効に屬



すればなり、且つ若し隠居届出の効力は、當事者二人間のみ止まり、前戸主の債権者、債務者、配偶者及び親戚等の利害關係人に對しては、故障期限の満了又は故障の棄却に至る迄は、尙ほ相続の効なしとすれば、殆んど其時に至る迄届出の効力なしと云ふに均し、是に依て之を觀れば、謂はゆる變則なるものこそ却て重要なるものにして、第三百十條に規定せる届出は、只だ戸籍上の名義を變ずるに止るものと云ふべきなり、民法財産取得編第二百八十七條に曰く、

家督相續トハ戸主ノ死亡又ハ隠居ニ因ル相續ヲ云フ。

と、故に隠居は家督相續の原因なり、又た同第二百九十四條に曰く、

家督相續人ハ姓氏系統貴號及ヒ一切ノ財産ヲ相續シテ

戸主トナル。

と、故に家督相續を爲すときは、是れと同時に、一切の財産を相續す、而して同第三百十條に、

隠居ヲ爲ストキハ當事者ヨリ其旨ヲ身分取扱吏ニ届出ツ可シ。

とあり、其届出は即ち隠居を爲すの時期にして、家督相續人は届出に依りて戸主となり、第二百九十四條に依り届出の時より一切の財産を相續するものなり、故に相續人と被相續人との間に於ては届出に因りて效を生じ、只だ届出前の利害關係者に對しては、故障期間満了又は故障の棄却の後に効を生ずるものとす、然らば隠居者は財産既に戸主に移るも、仍ほ故障期間及び故障棄却の宣告迄は届出前の債

権者債務者其他利害關係人に對しては、債務を負ひ、債權を有すると故の如し、此期間に於て、若し家督相續人財産を處分すれば如何、第三百十一條の規定に依るも、隠居相續は届出後の利害關係人に對しては、届出の當日より効を生ずるものなるを以て、其財産の賣却抵當等の有効なるは論を俟たず、故に斯の如き場合に於ては、届出前の利害關係人と届出後の利害關係人との間に、利害の抵觸を生じ、實際上に於ても亦た大なる不便を生ずべきや明かなり。

斯の如き規定の我民法中に存するは、蓋し民法草案の修正に因りて生じたるものなり、民法草案を觀るに、隠居辭産は區裁判所の認可に依るものとし、<sup>\*</sup>區裁判所は認可の申請を受けたる後ち十五日内に公示を爲し、<sup>+</sup>公示の初日より

<sup>\*</sup> 民法財産獲得編草案第三百十三條  
<sup>+</sup> 同第三百十六條

民法は隱居の効力を生ずる時期を二段に分つ

六十日間を故障期限となし、<sup>+</sup>故障期限經過するか又は故障の棄却後に非ざれば認可を與ふるを得ず、<sup>§</sup>認可ありたる後ち始めて之を身分取扱更に届出づることいせり、<sup>\*</sup>故に隠居の効を生ずるの時は即ち認可を受けたる時にして、其日より死亡に因る相續と同一の効力を生ずるものとし、民法の規定の如く、當事者間に於ては届出に依り相續開始の効力を生じ、届出前の利害關係人に對しては後ちに至り効力を生ずるが如き不條理なる事なく、前後能く貫通せしものゝ如し、然るに草案の修正に因りて故障期限經過の後ち認可するの條を削除し、隠居の届出に依りて當事者間に効を生じ、其以前の利害關係人に對しては届出後故障期限經過の後に効を生ずるものとし、隠居の効力を生ずるの

<sup>+</sup> 民法財産獲得編草案第三百十八條  
<sup>§</sup> 同第三百二十條  
<sup>\*</sup> 同第三百二十一條

時期を二段と爲せしは、法律上實に奇異の現象なりと謂はざるを得ず。

### 第二章 財産上の効果

相續法三變  
家族制時代において、  
りては財産は從  
たる相續物なり

我輩曾て相續法三變と題せる論文を草し、上世に行はるゝ相續法は祭祀相續にして、中世に至り家督相續と變じ、近世に及び竟に財産相續に進みし事を論述せり。<sup>\*</sup>夫れ家族制の盛んに行はるゝ時にありては、相續は家長權相續にして、即ち身分相續なるが故に、家督相續人が財産を繼承するは、只だ其家長たる身分に附隨するものなるを以てのみ、乃ち此時代にありては、財産は相續の主たる目的物にあらざりて、家長權相續の從たる目的物を組成せしものと謂ふべし。然るに家族制漸く衰ふるに従ひ、財産は反つて主たる相續

\* 法學協會雜誌第五十號

隱居は身分相續  
の原因たるより  
財産相續の原因  
たるに進む

第一、隱居は財  
産相續の原因な  
り

共産の時代

家産の時代

人産の時代

物を組成するものたるに至れり、故に隱居は身分相續の原因たるより、財産相續の原因たるに進むものなり。本章に於ては、隱居は隱居者の財産に如何なる効果を及ぼすものなるやを研究せんとす。

第一、隱居は財産相續の原因なり。

財産の主格は社會の進化と共に細分するものなり。古代にありては、財産の最も貴重なるものは土地にして、或は種族一同に共屬し、或は一村落にて共有し、或は國之を所有す。<sup>\*</sup>之を共産の時代とす。其後ち家族制普く行はるゝに至りては、總ての財産を以て一家に屬するものとし、其家長たる者之を管理す、之を家産の時代とす。其後ち家族制漸く廢れて始めて各個人の財産なるものあり、之を人産の時代とす。而

\* Maine—Ancient Law ch. VIII.  
Laveleye—De la Propriété.

民法の規定

して隠居は家族制社會に於て最も汎く行はるゝものなるを以て、家長の退隱するは、即ち家族及び家産の管理者たる資格を辭して、之を其相続人に傳ふるものなり、故に家督相続は家産相続をも含むものとす、其後ち家族制漸く衰へ、家産は主たる相続物を組成するに至りて、竟に隠居は財産相続の原因たるに至れり、民法財産取得編第二百八十七條に、家督相続トハ戸主ノ死亡又ハ隠居ニ因ル相続ヲ謂フとあり、又た第二百九十四條第一項に、家督相続人ハ姓氏系統貫號及ビ一切ノ財産ヲ相続シテ戸主ト爲ルとあるを以て、家督相続人は、一方に於ては隠居者の身分を繼承して戸主となり、一方に於ては隠居者の財産を讓受け

隠居は終身限度の權利義務を移轉せず

て其所有者となるものなり、但し同第三百十一條の規定により、終身年金の權利及び生命保険料支拂の義務等の如き、隠居者の終身を限度とする權利義務は、隠居によりて相続人に移轉せざるものとす、之を要するに家族制の盛んに行はるゝ時は、一切の財産は隠居によりて家督相続人に移り、其後ちに至りては、下に述ふるが如く、隠居は必ずしも財産の全部を家督相続人に移すものに非ずとなせしも、民法實施の期に至らば、財産取得編第二百八十七條により、再び隠居は一切の財産を相続人に移すの原因たるを以て通則となすに至るべし、斯の如く、隠居は家産相続の原因たると一般の通則なりと雖も、時としては其例外なきにしもあらず、羽前國置賜郡に